

第3次有田川町地域福祉計画

(素案)

令和4年1月
有田川町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 地域福祉とは.....	1
2. 計画策定の背景.....	2
3. 計画の性格.....	3
4. 計画の位置付け.....	4
5. 計画の期間.....	4
6. 重層的な圏域の設定.....	5
7. 計画策定における体制.....	5
第2章 有田川町の地域特性.....	6
1. 地域福祉を取り巻く現状.....	6
2. 住民アンケート調査の結果.....	14
3. 庁内検証の結果.....	29
4. 関係団体・事業所調査の結果.....	33
5. 計画策定における課題について.....	35
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	37
1. 計画の基本理念.....	37
2. 計画の基本目標.....	38
3. 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs).....	39
4. 体系図.....	40
第4章 目標達成のための取り組み.....	41
基本目標1. 安心・安全な仕組みづくり.....	41
基本目標2. 支えあいの広がるまちづくり.....	46
基本目標3. 自立を支える環境づくり.....	50
基本目標4. ふれあいの場所づくり.....	54
第5章 地域別カルテ.....	58
1. 吉備地域.....	58
2. 金屋地域.....	59
3. 清水地域.....	60
第6章 計画の推進と進捗管理.....	61
1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進.....	61
2. 社会福祉協議会との連携.....	61
3. 計画の推進状況の把握.....	61
4. 計画の管理と評価.....	62
資料編.....	63
1. 有田川町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	63
2. 有田川町地域福祉計画策定委員会名簿.....	64

第1章 計画策定にあたって

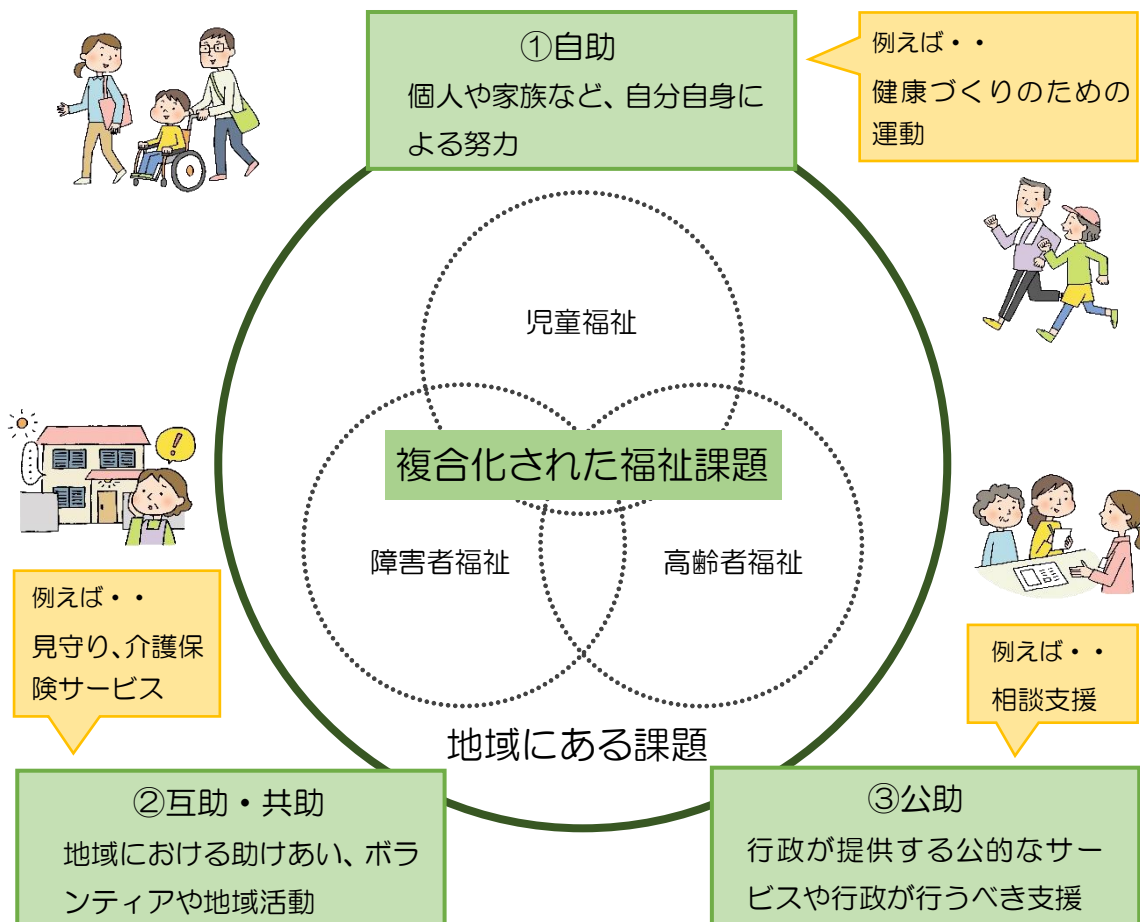
1. 地域福祉とは

地域福祉という用語には、地域に住む誰もが『それぞれの地域で安心して暮らす』ことができる地域をつくっていくという意味が込められています。地域住民や行政、社会福祉協議会など様々な人が関わりあいながら、助けあい、協力できる基盤をつくっていくことが重要です。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。そのような一人ひとりの福祉ニーズに対応するためには、公的なサービスだけでなく、住民同士が互いに助けあい、支えあう様々な活動を地域で展開することが必要となっています。

地域福祉を推進するためには、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政などがそれぞれの役割を果たし、互いに力を合わせる関係をつくることが必要となり、「自助」「互助・共助」「公助」の視点が重要になります。特に、今後団塊の世代が一挙に後期高齢者となることで、要介護認定者数や認知症高齢者数の増加が見込まれており、誰もが住み慣れた地域で暮らしていくためには、行政だけでなく、地域の中での住民同士の助けあいや支えあい（互助・共助）を進めていく必要があります。

■「自助」「互助・共助」「公助」の連携イメージ



2. 計画策定の背景

近年の日本では、情報化の進行や働き方の変化、ライフスタイルの多様化などにより、人と直接関わりを持たなくても快適に生活ができる時代へと変化してきました。一方で、少子高齢化や核家族化なども影響し、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯が増加しているとともに、新型コロナウイルス感染症対策によって人とのつながりが制限されたことも影響し、地域で人と人とのつながりの希薄化や、高齢者と若い世代との間での世代間交流の希薄化が浮き彫りになってきています。また、生活困窮者や自殺者の増加、ひきこもりや虐待、孤独死なども、深刻な社会問題となっています。これらの社会問題や、生活構造の変化により多様化・複雑化した住民の生活課題や福祉ニーズには、従来のような行政や社会福祉協議会、事業所による福祉サービスでの対応では支援が難しいものもあり、それらは制度の狭間と呼ばれています。

このような社会情勢の変化に対応し、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、医療や介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めるため、平成27年には、他機関・他分野の協働による包括的な相談支援体制と、高齢者・障害のある人・児童などへの福祉サービスを総合的に提供できる体制の構築をめざす「新たな時代に対応した福祉提供ビジョン」が厚生労働省より発表されました。

また、平成29年には、制度や分野ごとに捉えられてきた課題などに対し、支援する側、される側という関係を超えて、住民一人ひとりが「我が事」として捉え参画すること、さらに世代や分野に関わらず「丸ごと」つながることで、すべての人の暮らしと生きがいを地域とともに創っていく「地域共生社会の実現」が目標に掲げられました。さらに社会福祉法が改正され、市町村による住民と行政などとの連携による包括的支援体制づくりをはじめ、「地域福祉計画」が福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」として位置付けられました。

令和2年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、これまで分野・制度ごとに分かれていた相談支援などを一体的に実施し、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するために、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを一体的に行う重層的支援体制整備事業が創設されました。

和歌山県においても「和歌山県地域福祉計画（改訂版）」で、市町村における包括的な支援体制の構築推進が計画の重点事項に盛り込まれるなど取り組みが進められています。

本町においては、平成19年度に「有田川町地域福祉計画」を策定して以降、平成27年度の改定を経て、誰もが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らせるように、住民と行政、関係団体などが連携し、地域福祉の充実に向けた総合的な取り組みを進めてきました。このたび、令和3年度に計画期間が終了することに伴い、更なる地域福祉の充実を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とした「第3次有田川町地域福祉計画（以下「本計画」とする。）」を策定することとしました。

3. 計画の性格

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき市町村が規定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第四条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

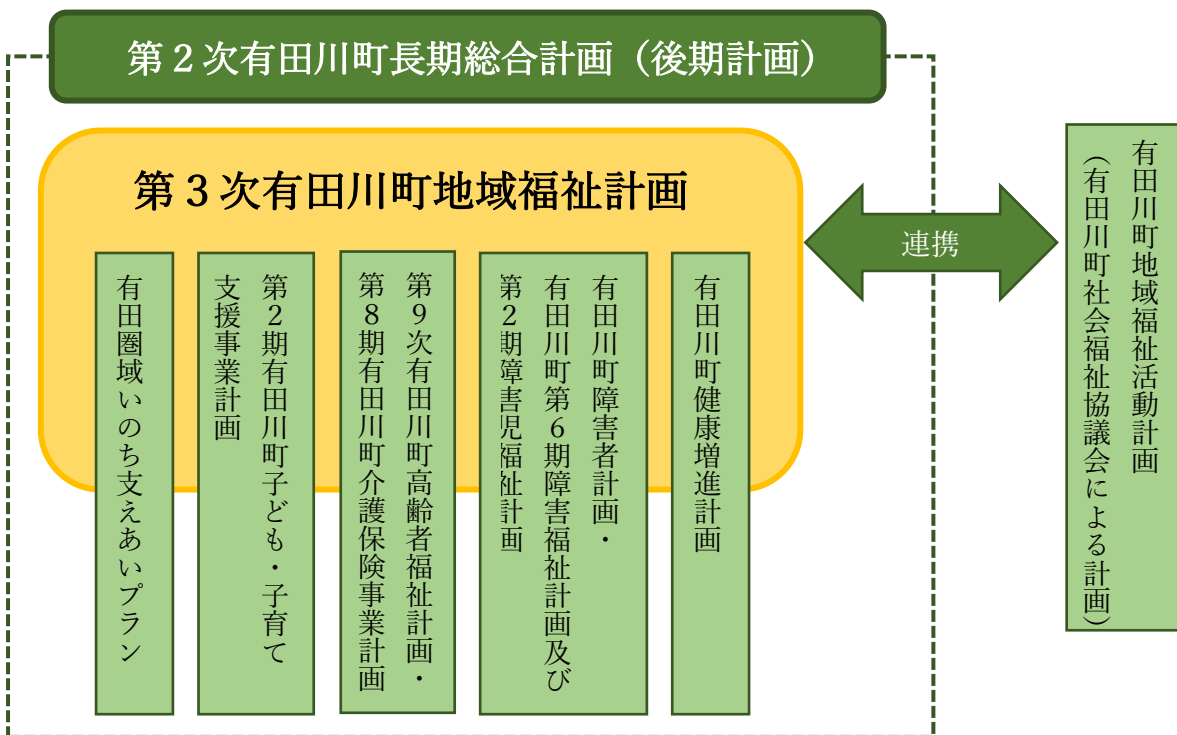
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4. 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として策定するものであり、「社会福祉法」において、福祉の各分野における共通事項を定める「上位計画」として位置付けられています。また、本計画は「成年後見制度利用促進基本計画」を包含する計画として策定します。

併せて、町政運営の基本方針である「第2次有田川町長期総合計画（後期計画）」に則した福祉分野の計画として、関連する高齢者・障害のある人・児童などの個別計画を横断的につなぐとともに、各計画との整合・連携を図っていくものとします。

【有田川町地域福祉計画の位置付け】



5. 計画の期間

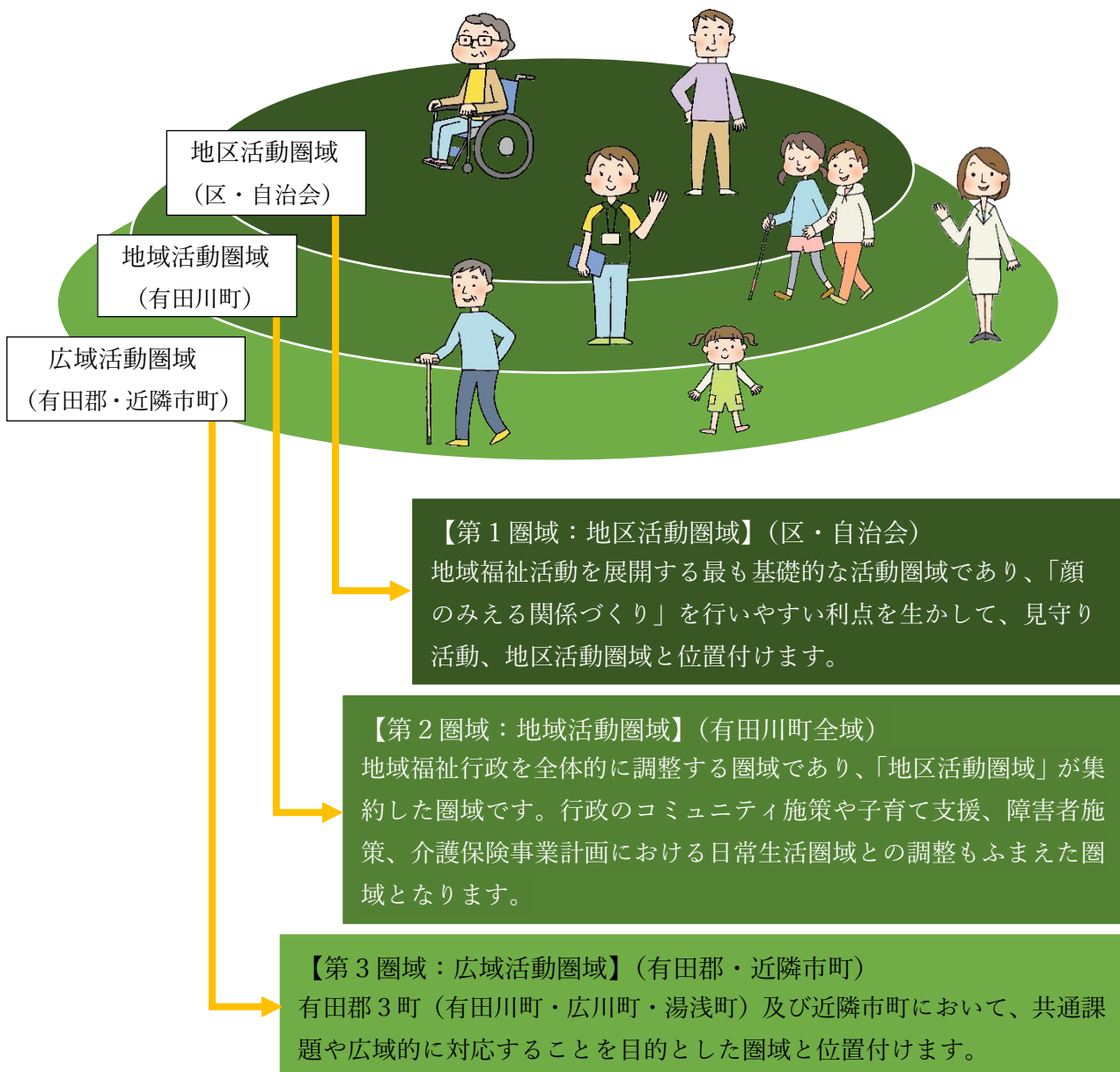
本計画の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。計画は、随時評価し、社会福祉の動向、地域社会の変化、社会情勢の変化などに応じて計画の見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第2次有田川町長期総合計画（後期計画） 令和4年度～令和8年度				
第3次有田川町地域福祉計画 令和4年度～令和8年度				

6. 重層的な圏域の設定

地域福祉を効率的、効果的に進めていくためには、地域福祉の担い手として期待されるそれぞれの主体が、どのような地域の範囲において活動していくのかを明確にしておくことが重要です。

本計画では、地域の範囲を次のように重層的に設定していますが、生活課題によっては範囲に捉われない支えあい、助けあいの活動も必要です。



7. 計画策定における体制

本計画の策定にあたっては、地域福祉計画が地域ぐるみで推進する計画であることから、各種アンケート調査を実施するなど、住民の多様な意見を集約し、計画に反映させるために、様々な手法を取り入れました。また、福祉関係者、住民代表などの委員で構成する「有田川町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議・検討を行いました。

第2章 有田川町の地域特性

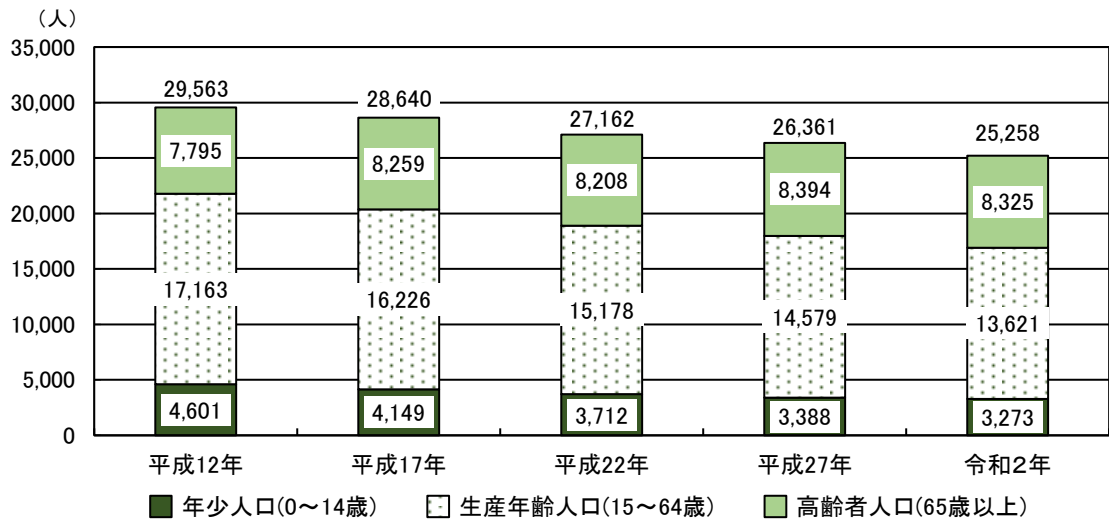
1. 地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

本町の総人口を実数でみると、平成12年から令和2年にかけて、人口減少が進んでいることがうかがえます。

年齢3区分別人口の推移を割合でみると、平成12年から令和2年にかけて、「生産年齢人口」(15～64歳)の割合は減少していますが「年少人口」(0～14歳)の割合は平成27年から令和2年にかけて微増がみられます。「年少人口」の割合は令和2年現在13.0%であり、平成12年に比べて2.6ポイント減少しています。一方、「高齢者人口」(65歳以上)の割合は増加しており、令和2年現在33.0%で、平成12年に比べて6.6ポイント増加しています。

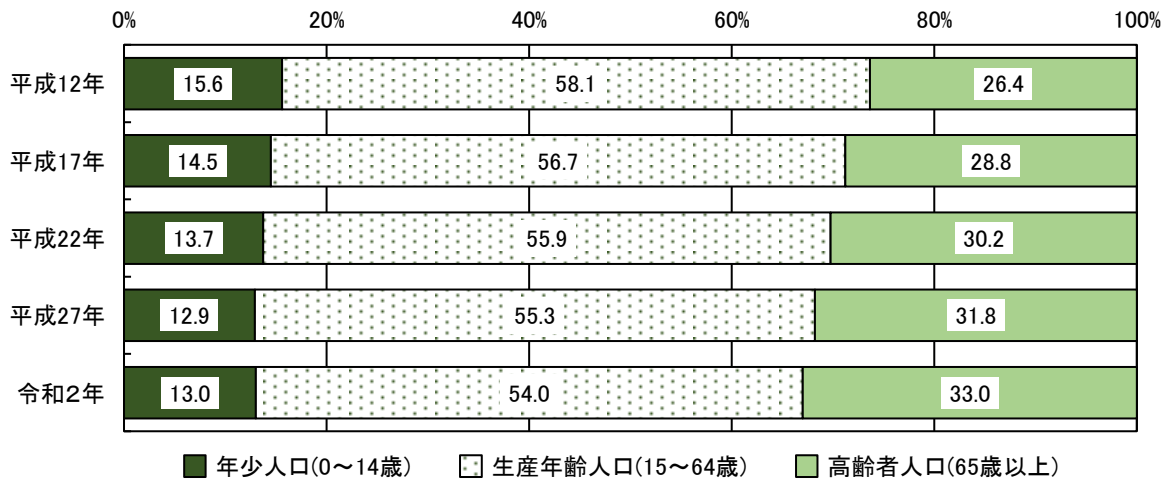
①年齢3区分別人口の推移（実数）



※総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢3区分別人口の合計値と一致しない場合があります。

資料：国勢調査
(各年 10月1日現在)

②年齢3区分別人口の推移（割合）

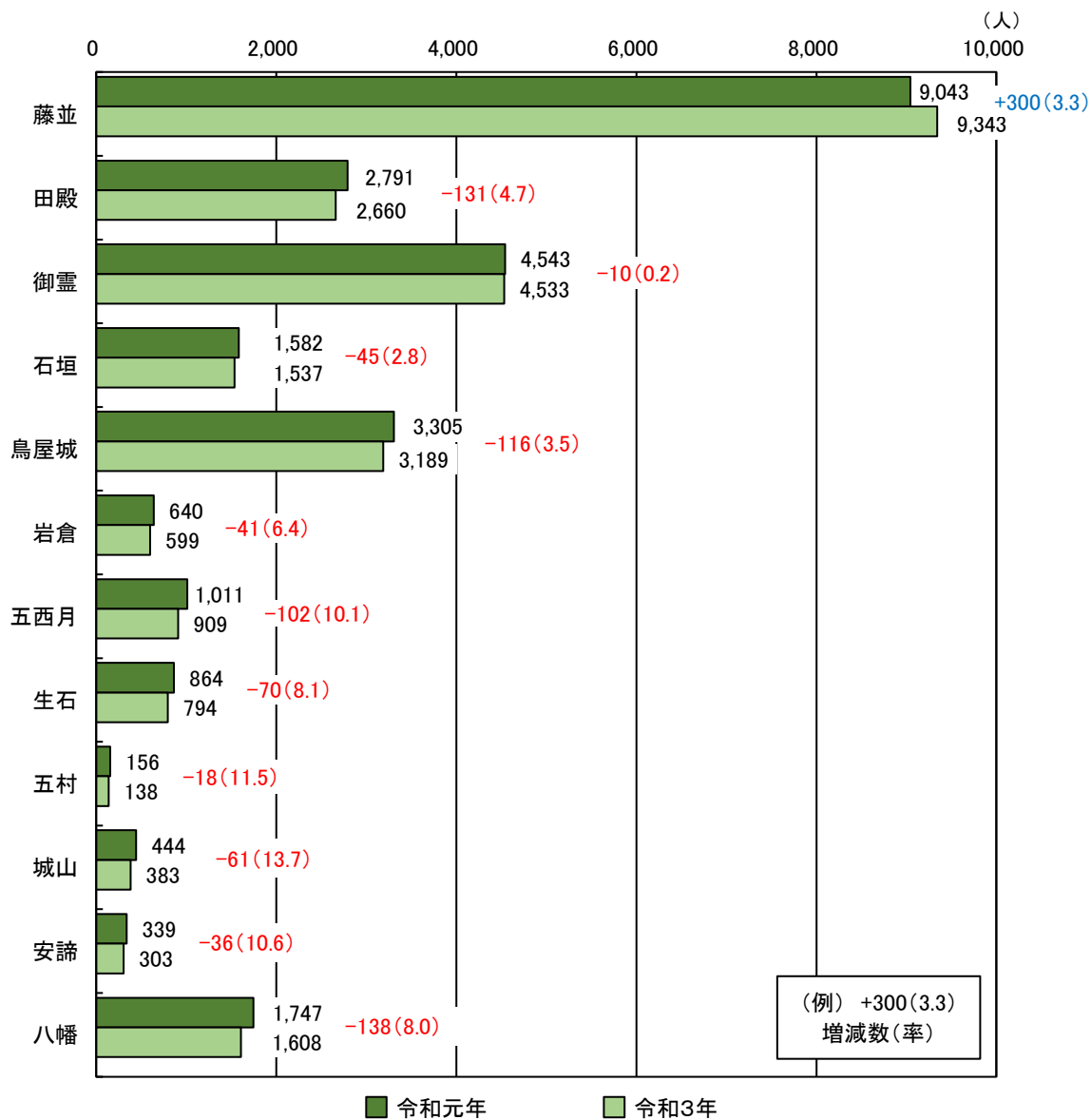


※百分比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。
そのため合計値が100.0%にならない場合があります。

資料：国勢調査
(各年 10月1日現在)

(2) 地区別人口

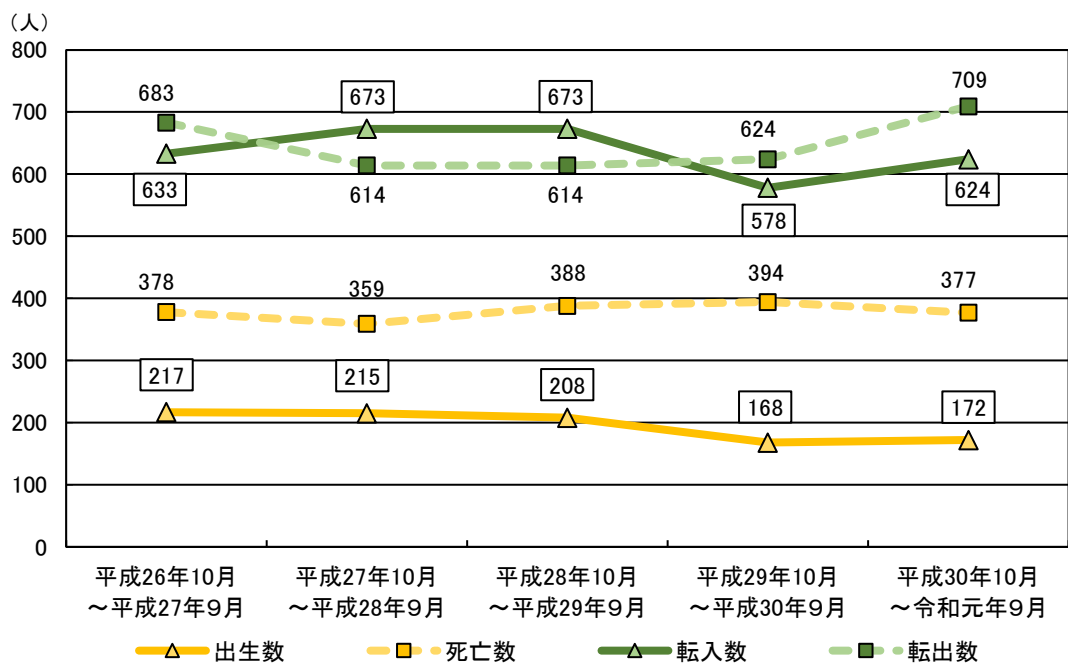
令和3年の有田川町の人口を12地区別にみると、藤並地区の人口が最も多く9,343人となっています。最少は、五村地区の138人です。令和元年と比較すると藤並地区を除くすべての地区で人口が減少しています。増減率をみると、61人減少した城山地区が最も大きく、13.7%の減少、10人減少した御霊地区が最も小さく、0.2%の減少となっています。



資料：有田川町オープンデータ
 地域・年齢別人口
 (各年6月30日現在)

(3) 自然動態、社会動態の状況

自然動態では、死亡数が出生数を上回っており、人口減少を加速させる要因の一つとして考えられます。一方で、出生数をみると「平成29年10月～平成30年9月」時点まで減少が続いていましたが、「平成30年10月～令和元年9月」時点では増加に転じています。社会動態では、転入数が増減を繰り返しています。転出数は「平成27年10月～平成28年9月」時点で減少しましたが、「平成29年10月～平成30年9月」時点で増加に転じ、以降転出数が転入数を上回っています。



資料：和歌山県統計年鑑

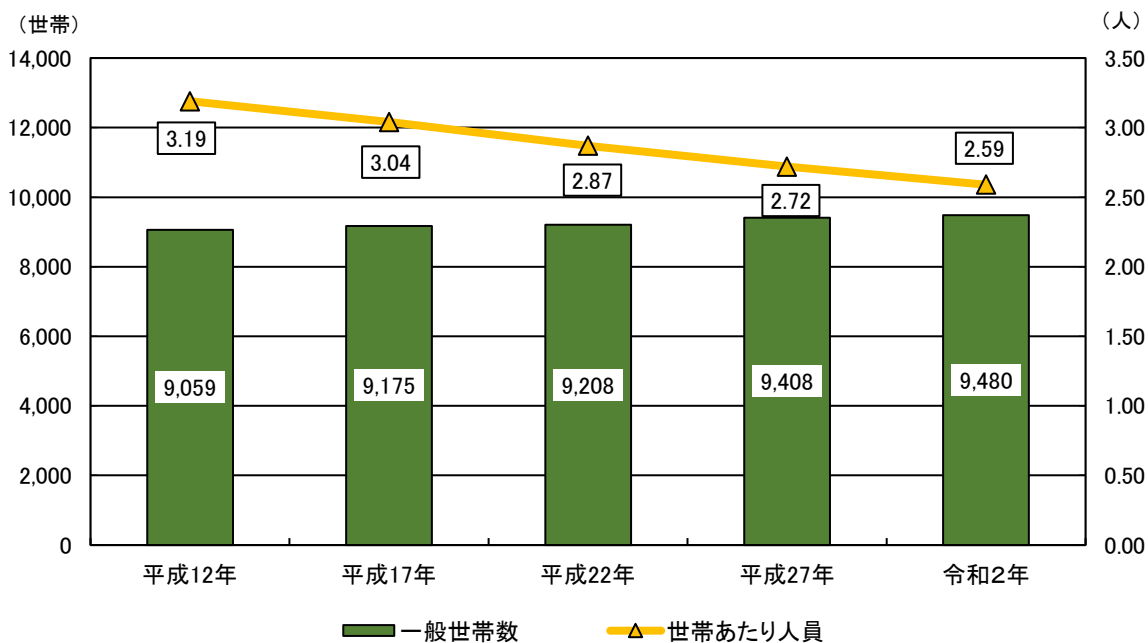
(4) 世帯などの状況

本町の一般世帯数は、令和2年において9,480世帯であり、平成12年から増加傾向にあります。一方、世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成12年の3.19人から令和2年には2.59人へと0.60人減少しています。

本町における世帯の家族類型割合をみると、平成17年以降3世代世帯を含む「その他の親族世帯」の全体に占める割合が減少しています。また、「夫婦のみ世帯」の割合は平成17年から増減を繰り返し、令和2年では、24.8%となっています。これに対し「ひとり親と子どもから成る世帯」「単独世帯」の割合は増加しており、令和2年にはそれぞれ9.2%、24.0%となっています。

和歌山県では、令和2年現在全体に占める「単独世帯」の割合が32.5%と本町より高く、反対に「その他の親族世帯」の割合が7.4%と本町より低くなっています。

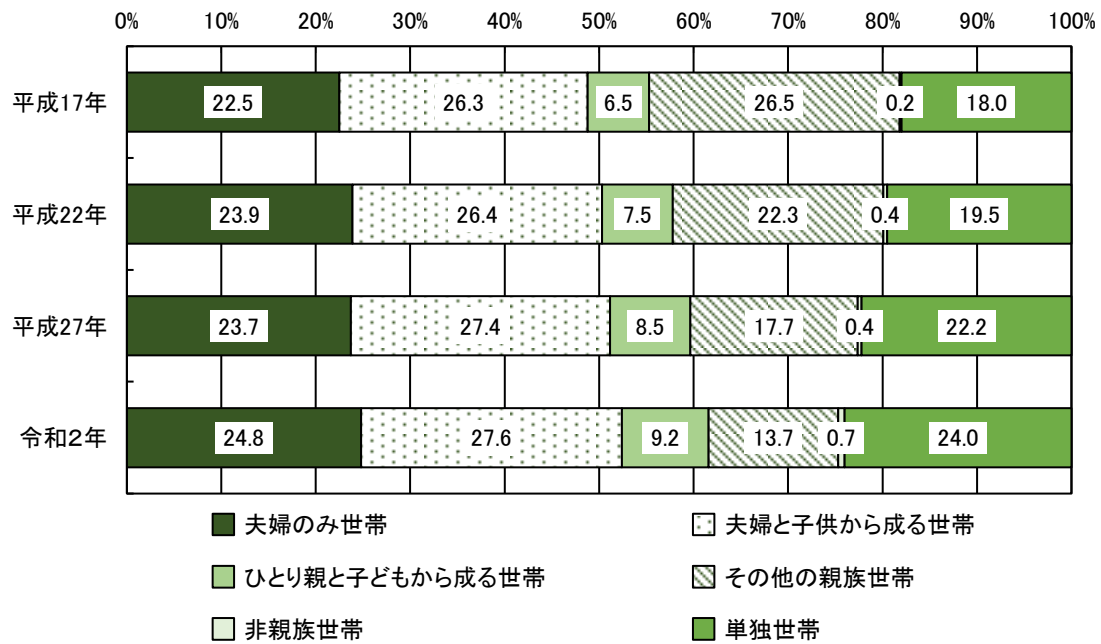
①一般世帯数及び世帯あたり人員の推移



資料：国勢調査
(各年10月1日現在)

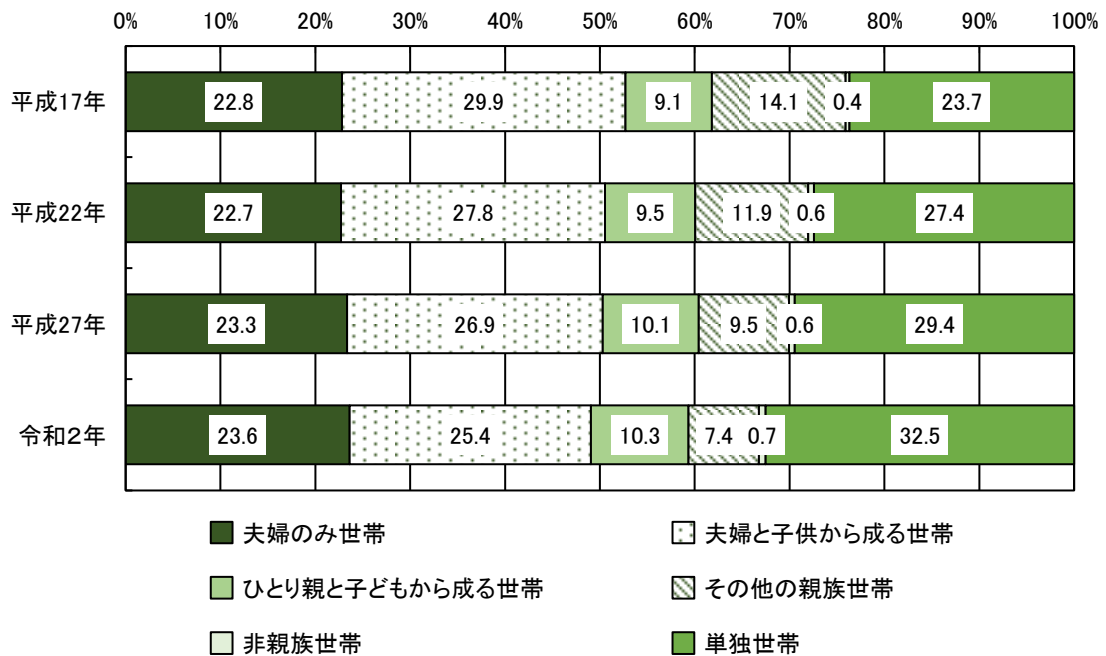
第3次有田川町地域福祉計画

②世帯の家族類型割合の推移（有田川町）



資料：国勢調査
（各年 10月1日現在）

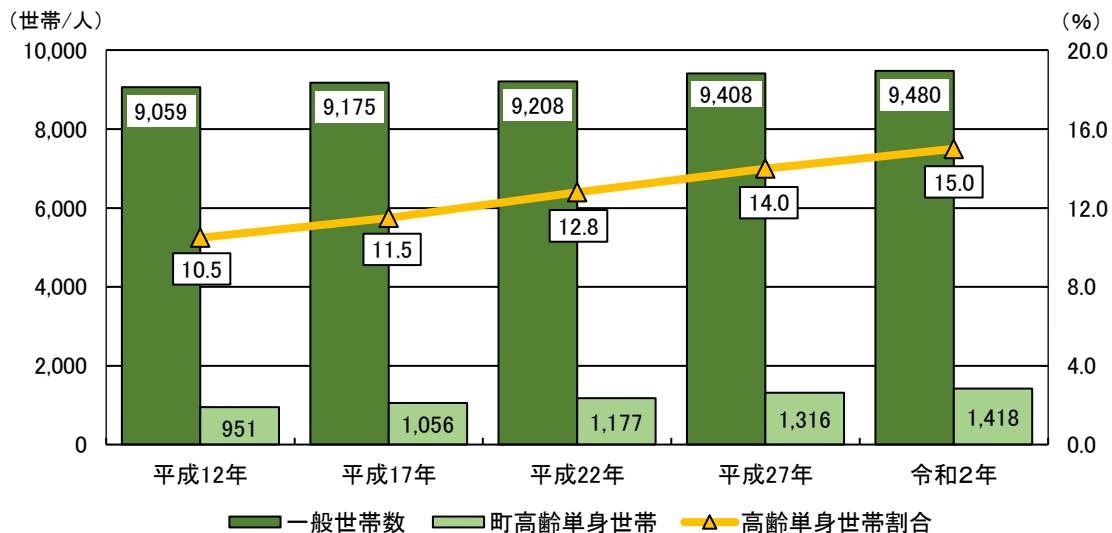
③世帯の家族類型割合の推移（和歌山県）



資料：国勢調査
（各年 10月1日現在）

(5) 高齢単身世帯の状況

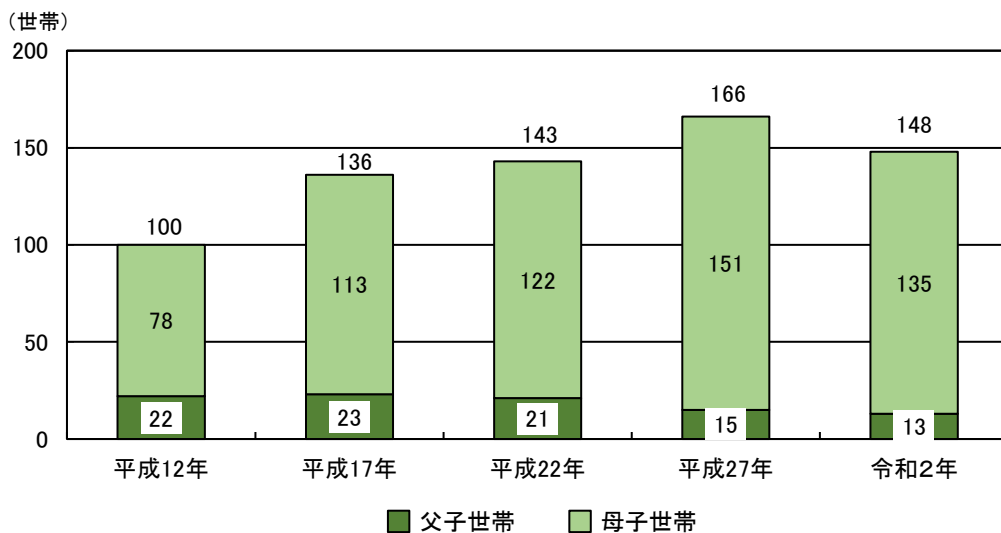
本町の一般世帯数に対する高齢単身世帯割合は、平成12年から令和2年にかけて増加しています。同じく、高齢者単身世帯数も増加傾向にあり、令和2年には1,418世帯となっています。



資料: 国勢調査
(各年10月1日現在)

(6) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数は、令和2年において父子世帯が13世帯、母子世帯が135世帯となっています。平成17年から令和2年にかけて、父子世帯は減少傾向で、母子世帯は平成27年まで増加傾向となっていました。令和2年に減少に転じました。

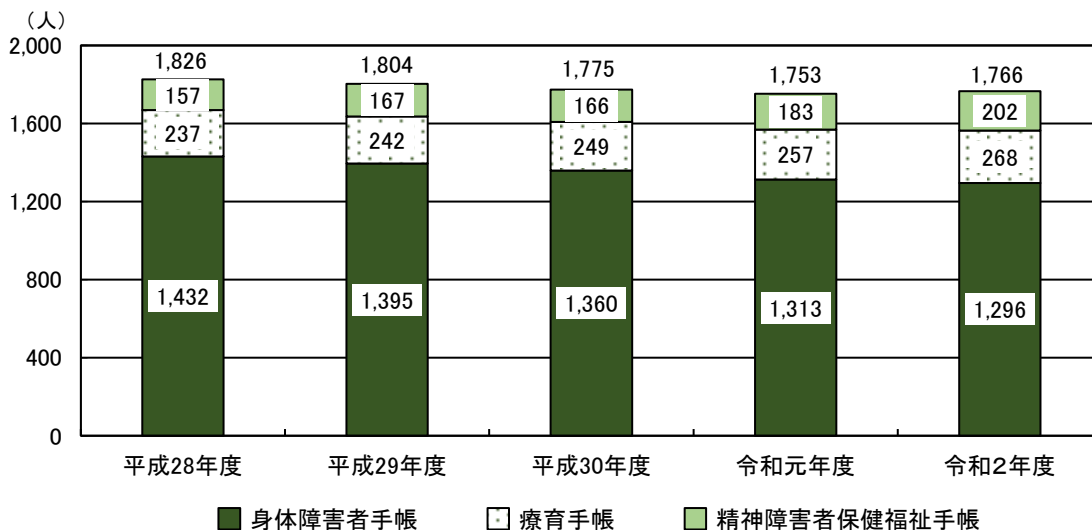


資料: 国勢調査
(各年10月1日現在)

(7) 障害のある人の状況

障害者手帳の所持者数をみると、令和2年度現在 1,766 人となっています。手帳の種類別では、身体障害者手帳所持者数が 1,296 人と最も多く、次いで療育手帳所持者数が 268 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 202 人となっています。

手帳の種類別の所持者数を平成 28 年度と比較すると、身体障害者手帳所持者数は 136 人減少しており、療育手帳所持者数は 31 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は 45 人増加しています。

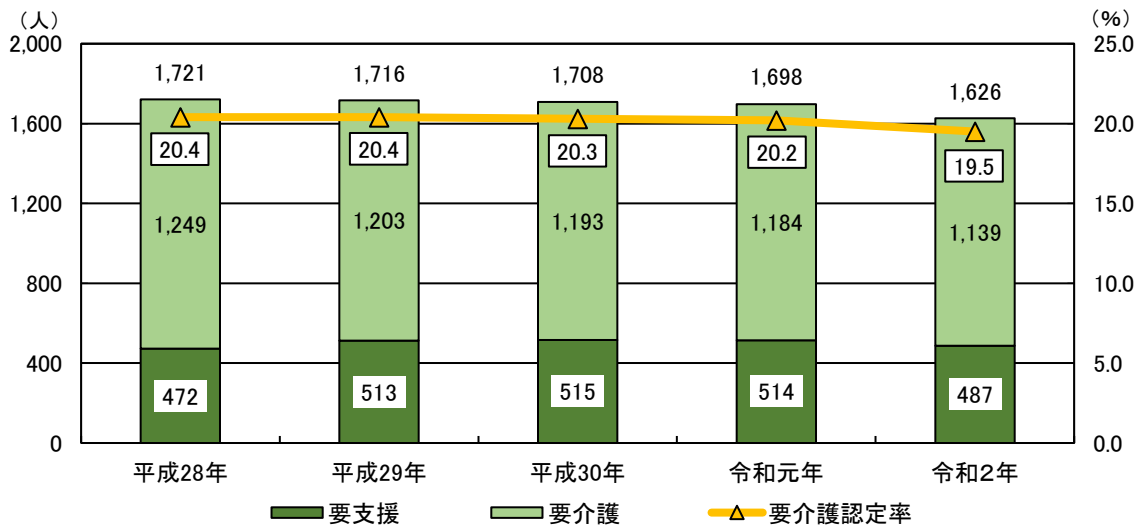


資料：やすらぎ福祉課
(各年度3月31日現在)

(8) 要介護認定者の状況

要介護認定者数のうち、要支援認定者は平成 28 年から平成 30 年にかけて増加していましたが、令和元年に減少に転じており、令和2年現在 487 人となっています。一方、要介護認定者は平成 28 年以降減少を続けており、令和2年には 1,139 人となっています。

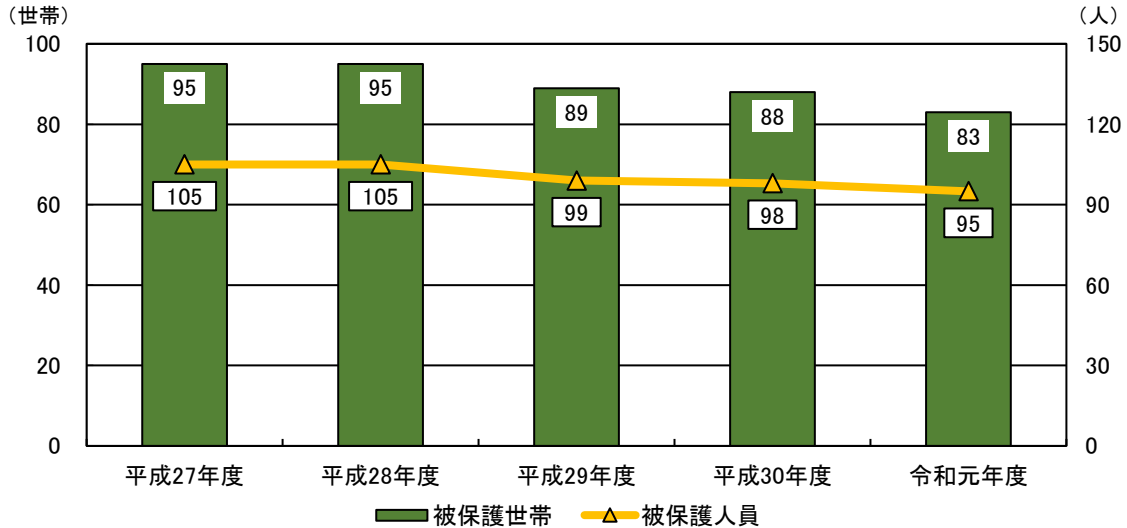
要支援を含む要介護認定率は、平成 28 年から令和2年まで低下を続けており、令和2年では 19.5% となっています。



資料：和歌山県介護保険事業の状況(月報、各年12月末)

(9) 生活保護被保護世帯及び被保護人員の推移

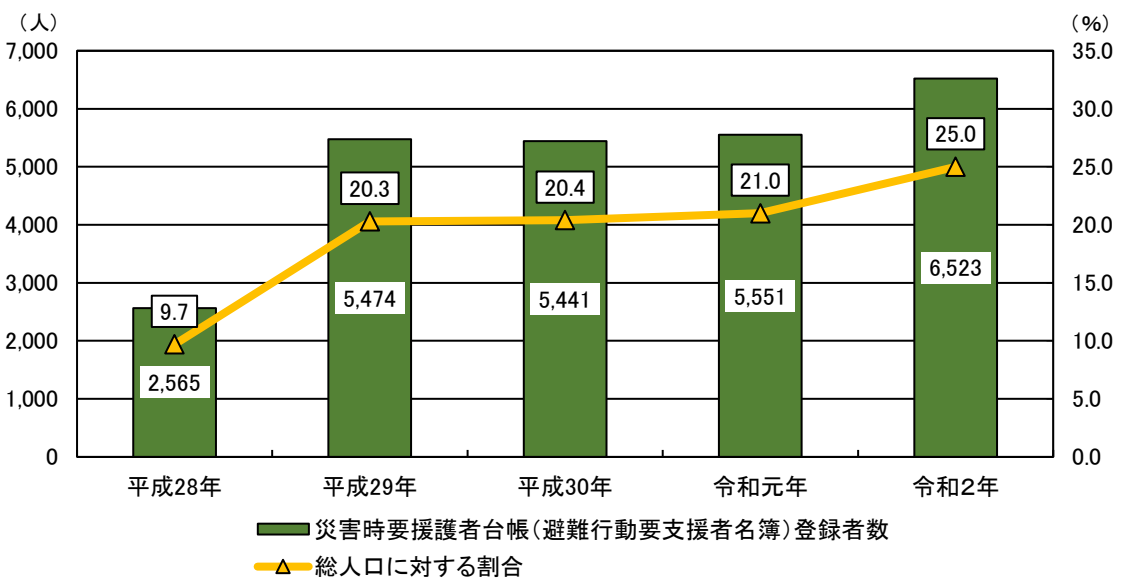
生活保護の被保護世帯数は、令和元年度では83世帯となっており、平成28年度以降減少傾向にあります。被保護人員は95人で、平成28年度以降減少傾向にあります。



資料：和歌山県統計年鑑
(各年度平均値)

(10) 災害時要援護者台帳登録者の推移

災害時要援護者台帳（避難行動要支援者名簿）登録者数は、平成28年から平成29年にかけて2倍以上増加し、その後平成30年に微減しましたが、令和元年から再び増加傾向となっており、令和2年現在6,523人となっています。総人口に対する割合では、平成28年以降上昇を続け、令和2年現在25.0%となっており、本町の4人に1人が登録しています。



資料：総務省消防庁「避難行動要支援者名簿の作成等に係る取組状況の調査結果」
(各年6月1日現在、令和2年のみ10月1日現在)

2. 住民アンケート調査の結果

(1) 調査目的

住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

(2) 調査概要

調査対象者 : 有田川町内にお住まいの20歳以上の住民
対象数 : 1,000人(無作為に抽出)
調査期間 : 令和3年9月2日(木)～9月16日(木)
調査方法 : 郵送配布・郵送回収による本人記入方式

(3) 調査票回収状況

配布数	有効回収数	有効回収率
1,000件	545件	54.5%

(4) 調査結果の見方

回答結果は、各項目の不明を含む有効サンプル数に対する百分比(%)で示し、百分比は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しています。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの比率を示しています。そのため、合計が100.0%を越える場合があります。

図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。

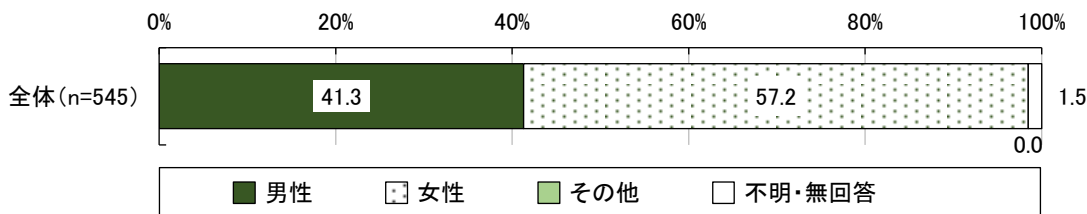
図表中の「n」は集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を示しています。

(5) 主な調査結果

①回答者の属性について

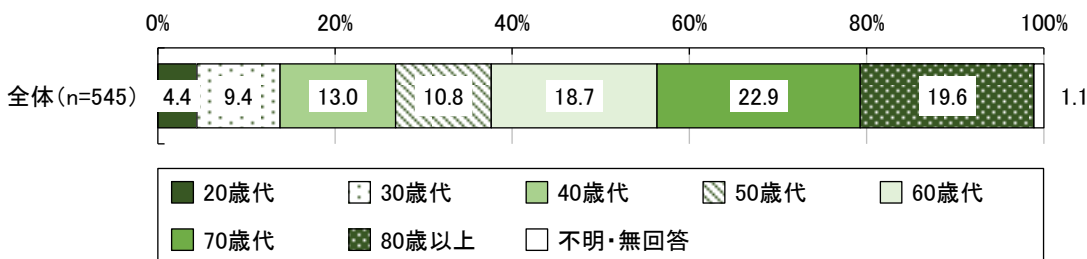
1) 性別

回答者の性別については、男性 41.3%、女性 57.2%となっています。



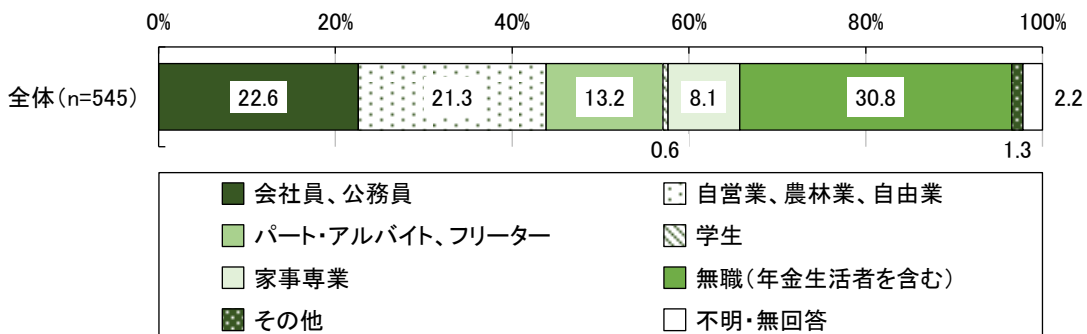
2) 年代

年代については、「70 歳代」が 22.9%と最も高く、次いで「80 歳以上」が 19.6%、「60 歳代」が 18.7%となっています。



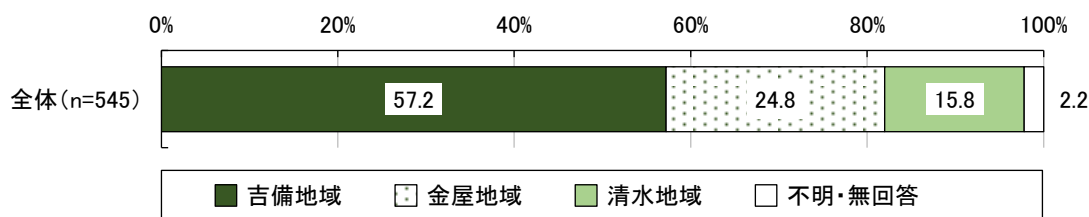
3) 職業

職業については、「無職（年金生活者を含む）」が 30.8%と最も高く、次いで「会社員、公務員」が 22.6%、「自営業、農林業、自由業」が 21.3%となっています。



4) 居住地域

居住地域については、「吉備地域」が57.2%と最も高くなっています。

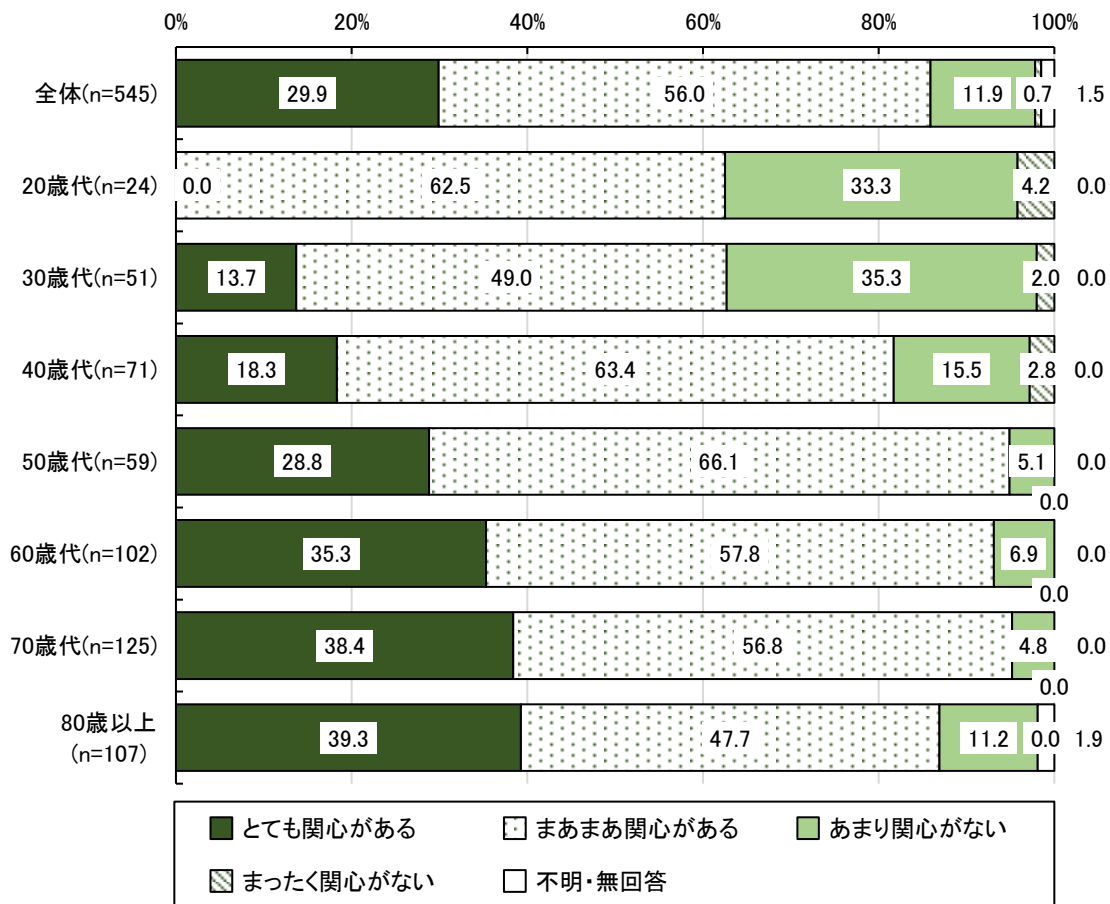


②福祉への関心・福祉サービスについて

1) 福祉への関心度

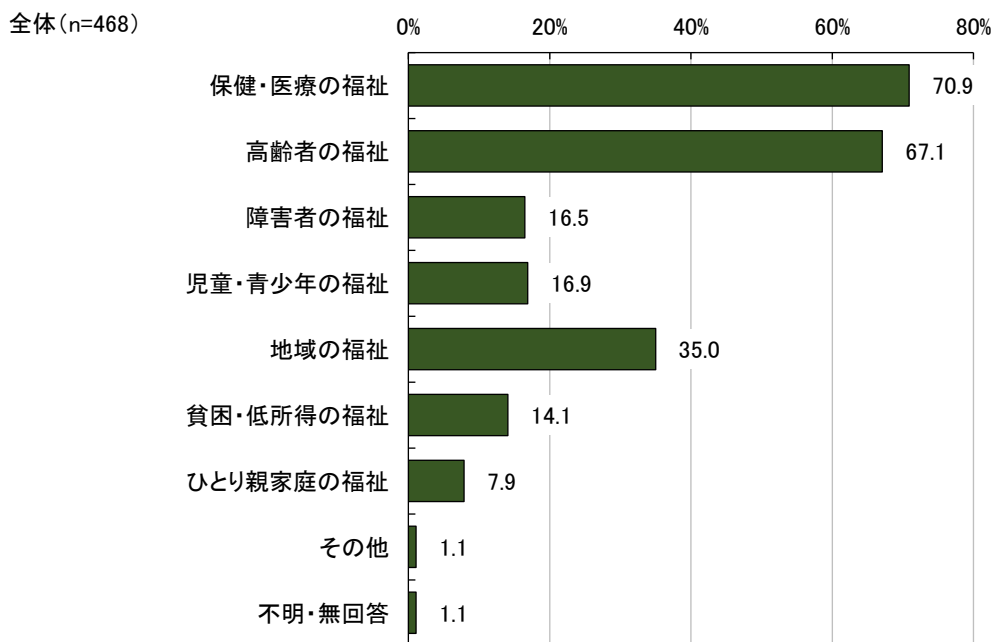
福祉への関心度については、【関心がある】(「とても関心がある」と「まあまあ関心がある」の合計)が85.9%と、全体の約8割となっています。

また、年代別でみると70歳代で【関心がある】が高くなっています。



2) 関心のある福祉の分野

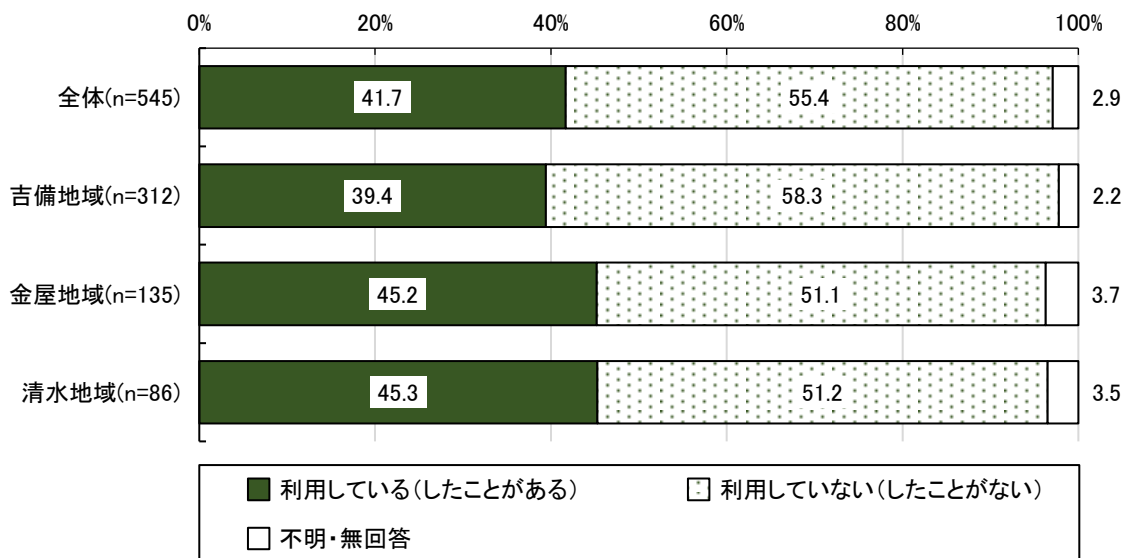
福祉のどの分野に関心があるかについては、「保険・医療の福祉」が70.9%と最も高く、次いで「高齢者の福祉」が67.1%、「地域の福祉」が35.0%となっています。



3) 福祉サービスの利用の有無

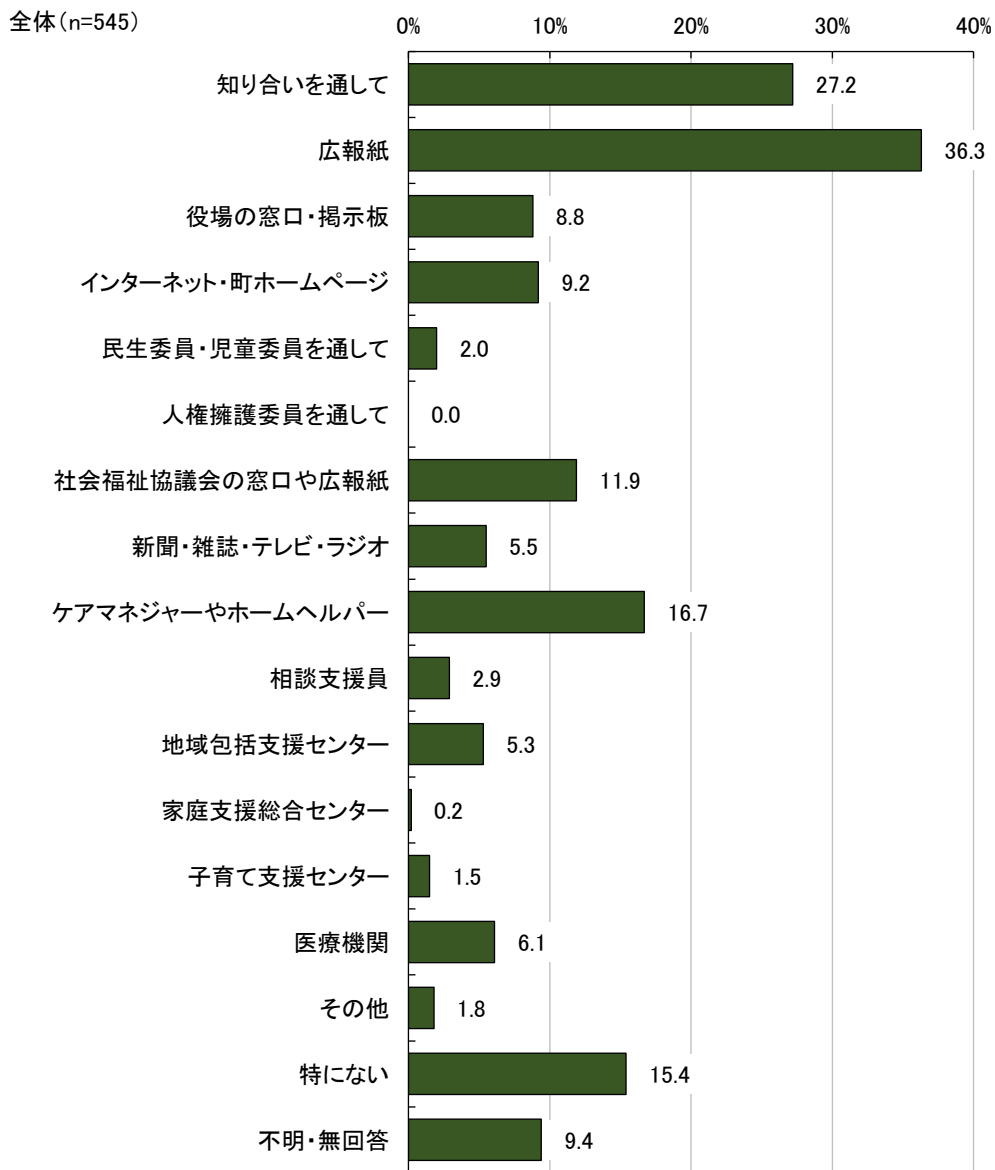
自身や家族の福祉サービスの利用状況についてみると、「利用している(したことがある)」が41.7%、「利用していない(したことがない)」が55.4%となっています。

また、地域別にみると清水地域と金屋地域が「利用している(したことがある)」で高くなっています。



4) 福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の主な入手先については、「広報紙」が36.3%と最も高く、次いで「知り合いを通して」が27.2%、「ケアマネジャーやホームヘルパー」が16.7%となっています。

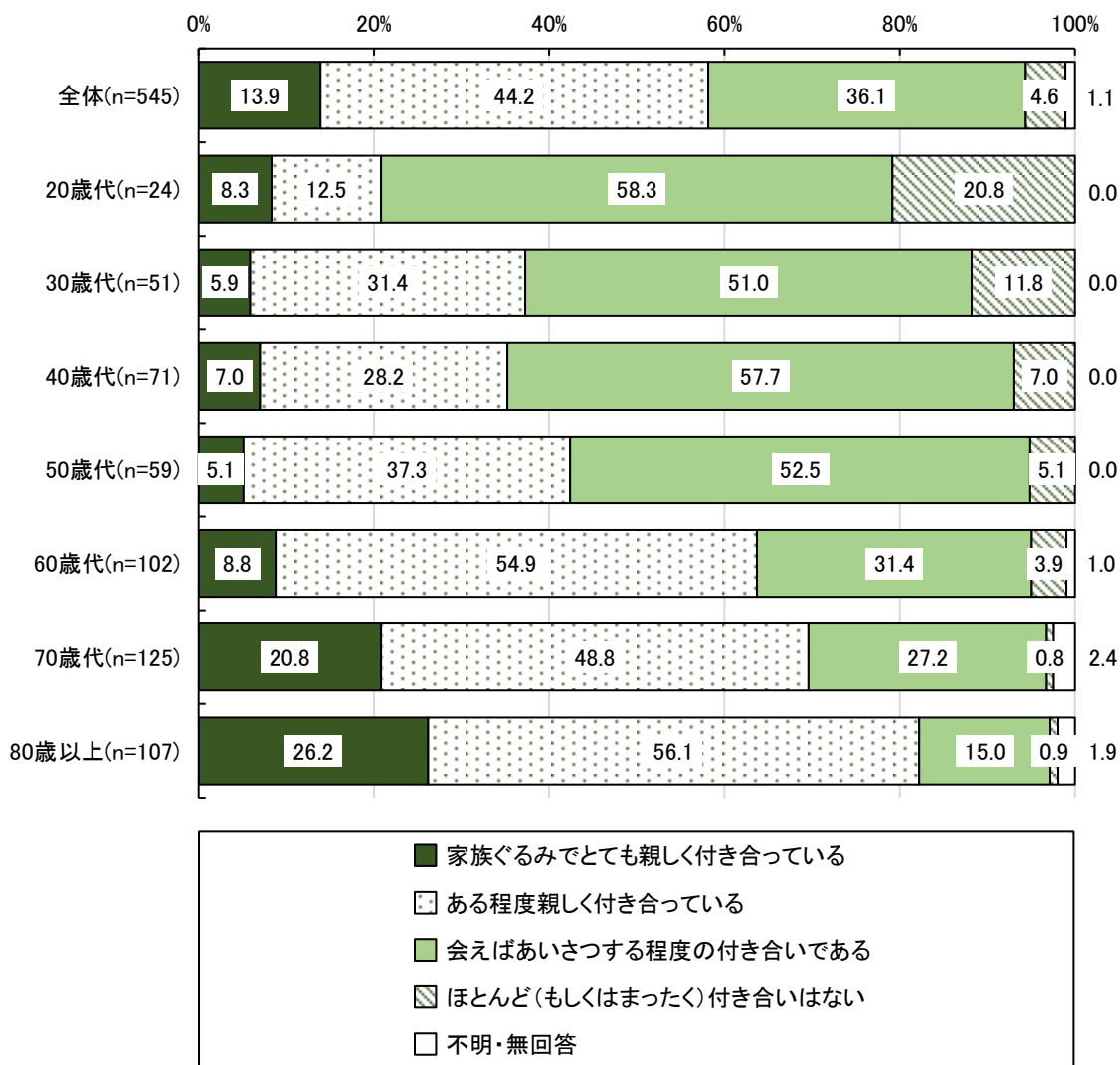


③隣近所の付き合いについて

1) 近所の人との付き合い

普段近所の人と、どのような付き合いをしているかについては、「ある程度親しく付き合っている」が44.2%で最も高く、次いで「会えばあいさつする程度の付き合いである」が36.1%となっています。

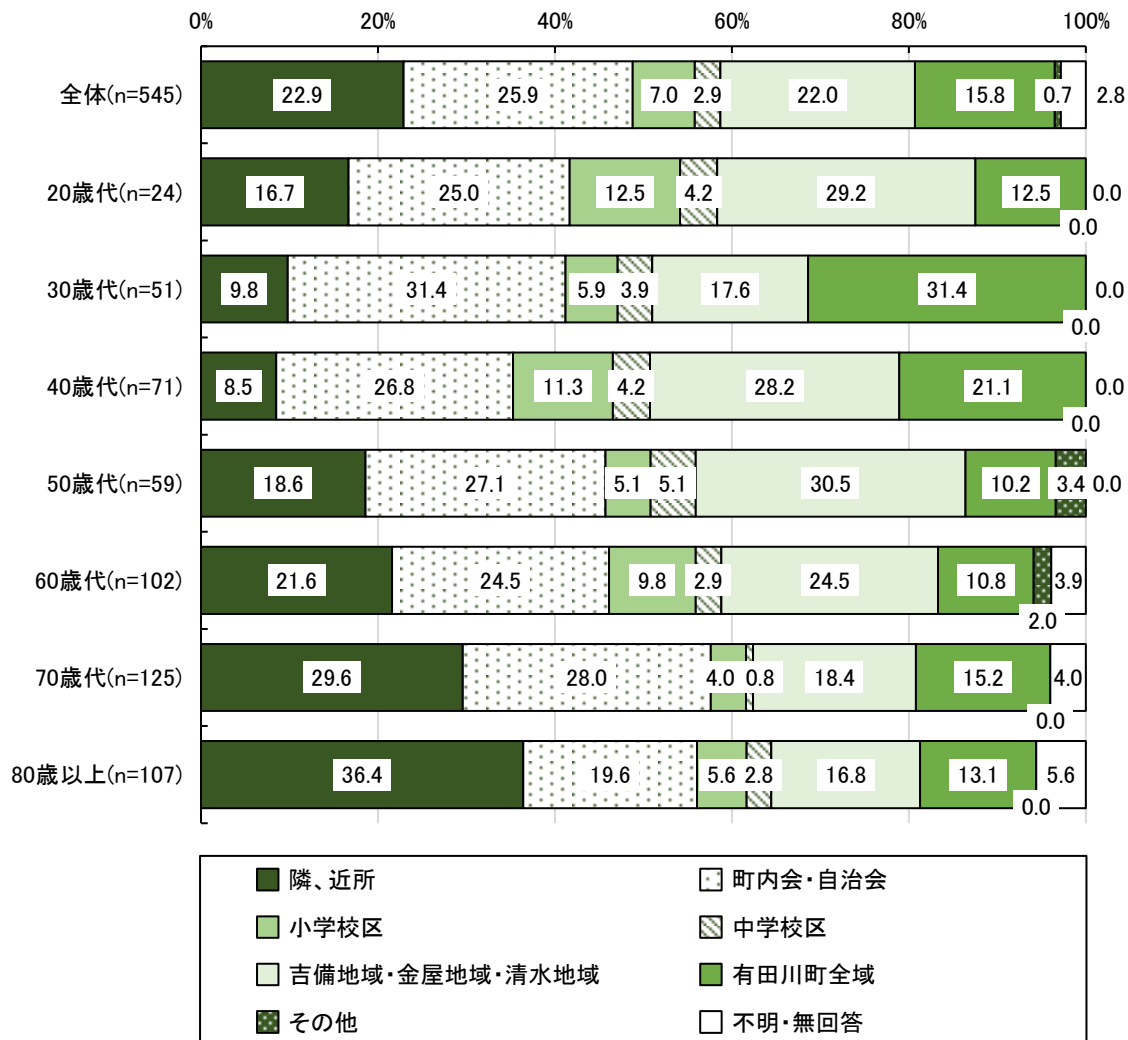
また、年代別でみると、80歳以上で「家族ぐるみでとても親しく付き合っている」が高く、20歳代で「会えばあいさつする程度の付き合いである」が高くなっています。



2) 地域の範囲

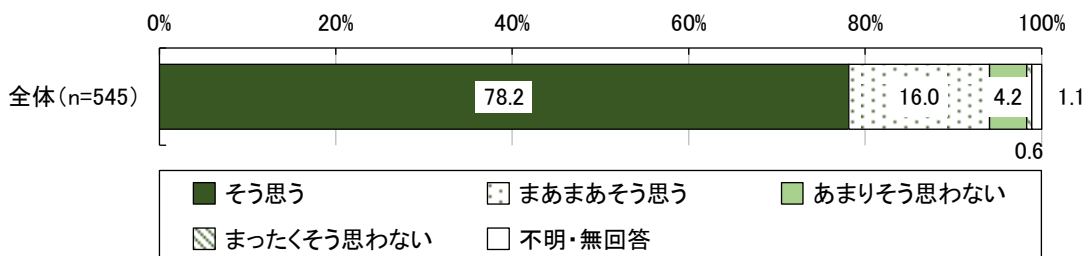
地域の範囲については、「町内会・自治会」が25.9%と最も高く、次いで「隣、近所」が22.9%、「吉備地域・金屋地域・清水地域」が22.0%となっています。

また、年代別でみると、40歳代から年齢が上がるにつれて「隣、近所」が高くなっています。



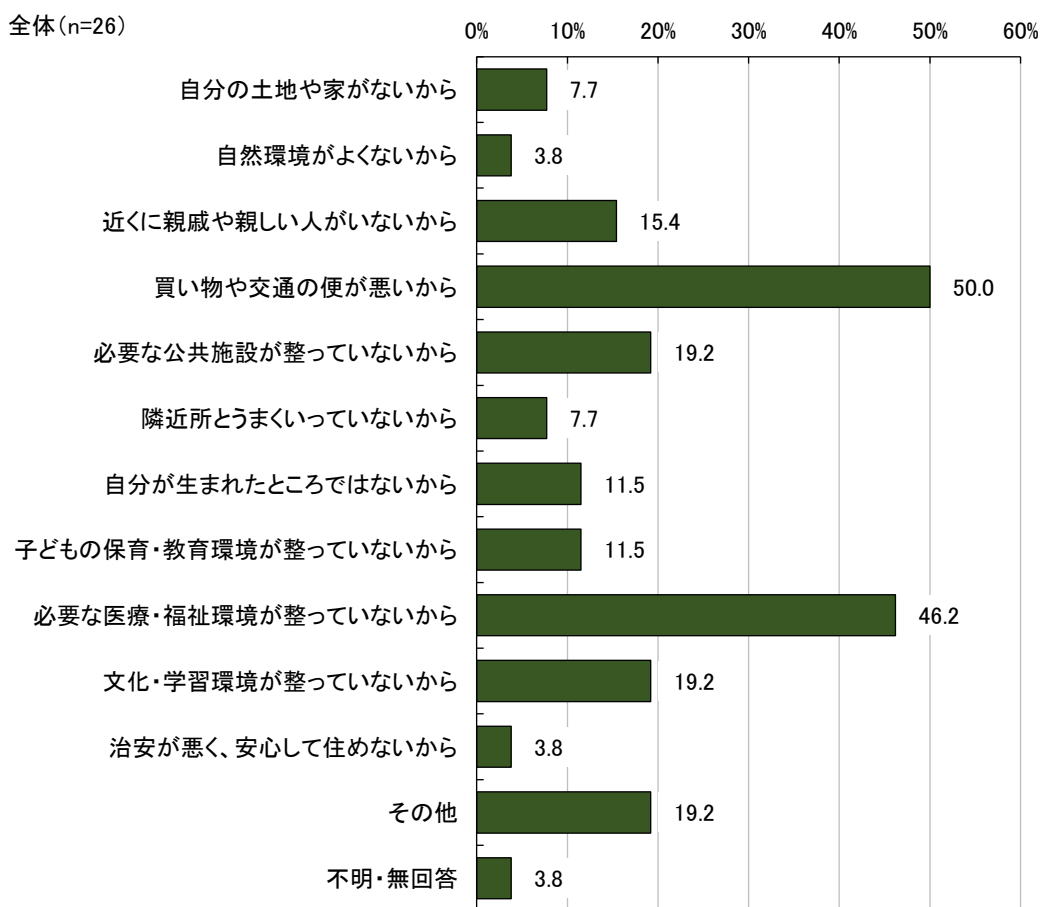
3) 定住希望

今後の定住希望については、【そう思う】(「そう思う」と「まあまあそう思う」の合計)が94.2%と、全体の約9割となっています。



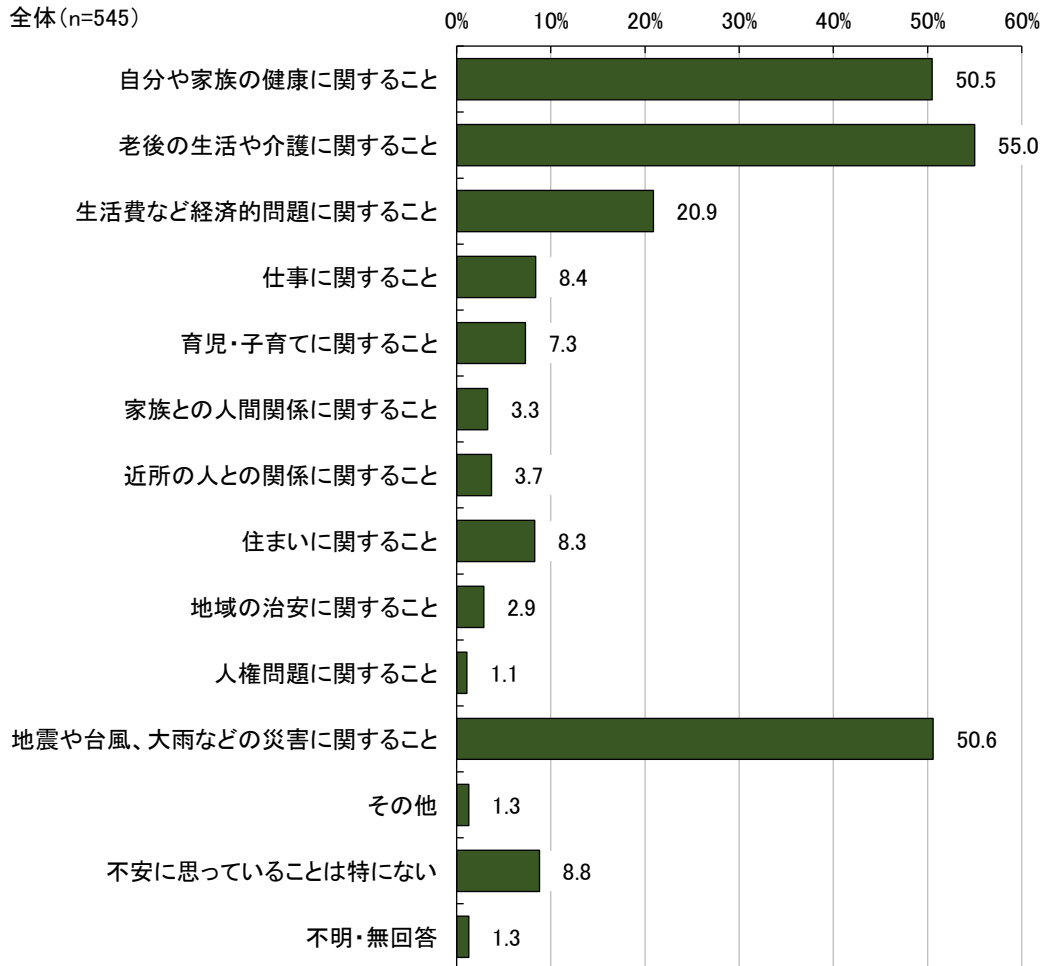
4) 住み続けたくないと思う理由

住み続けたくないと思う理由については、「買い物や交通の便が悪いから」が50.0%と最も高く、次いで「必要な医療・福祉環境が整っていないから」が46.2%、「必要な公共施設が整っていないから」「文化・学習環境が整っていないから」「その他」が19.2%となっています。



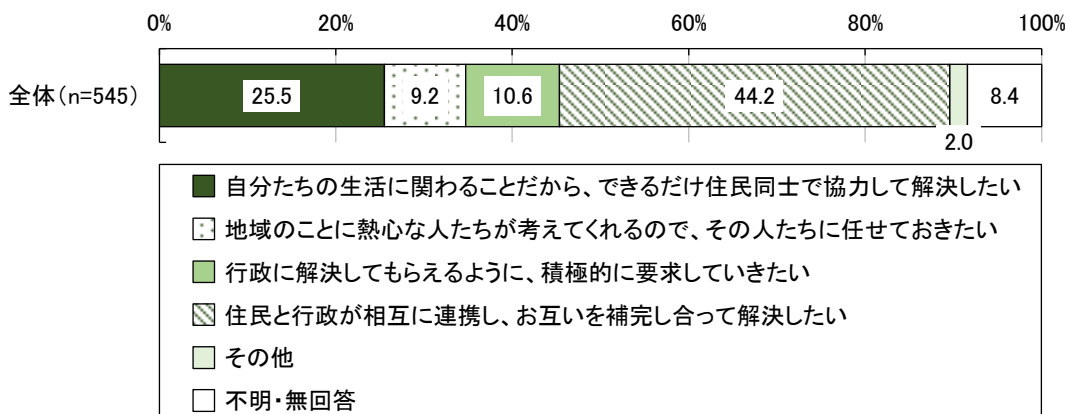
5) 日常生活の中で日ごろ不安に思っていること

日常生活の中で、日ごろ不安に思っていることについては、「老後の生活や介護に関すること」が55.0%と最も高く、次いで「地震や台風、大雨などの災害に関すること」が50.6%、「自分や家族の健康に関すること」が50.5%となっています。



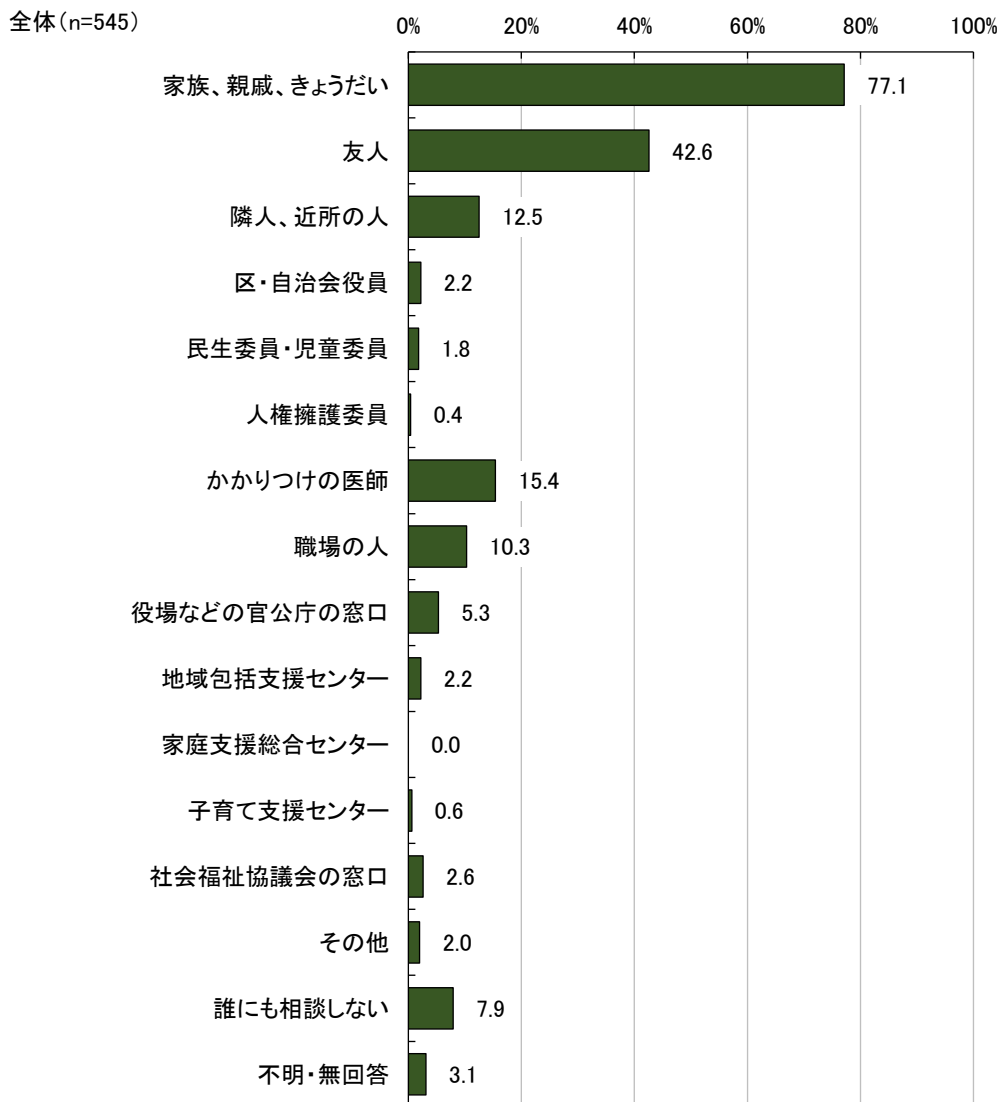
6) 日常生活の中での問題に対する解決方法

日常生活の中で起こる問題に対する解決方法については、「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」が44.2%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が25.5%、「行政に解決してもらえるように、積極的に要求していきたい」が10.6%となっています。



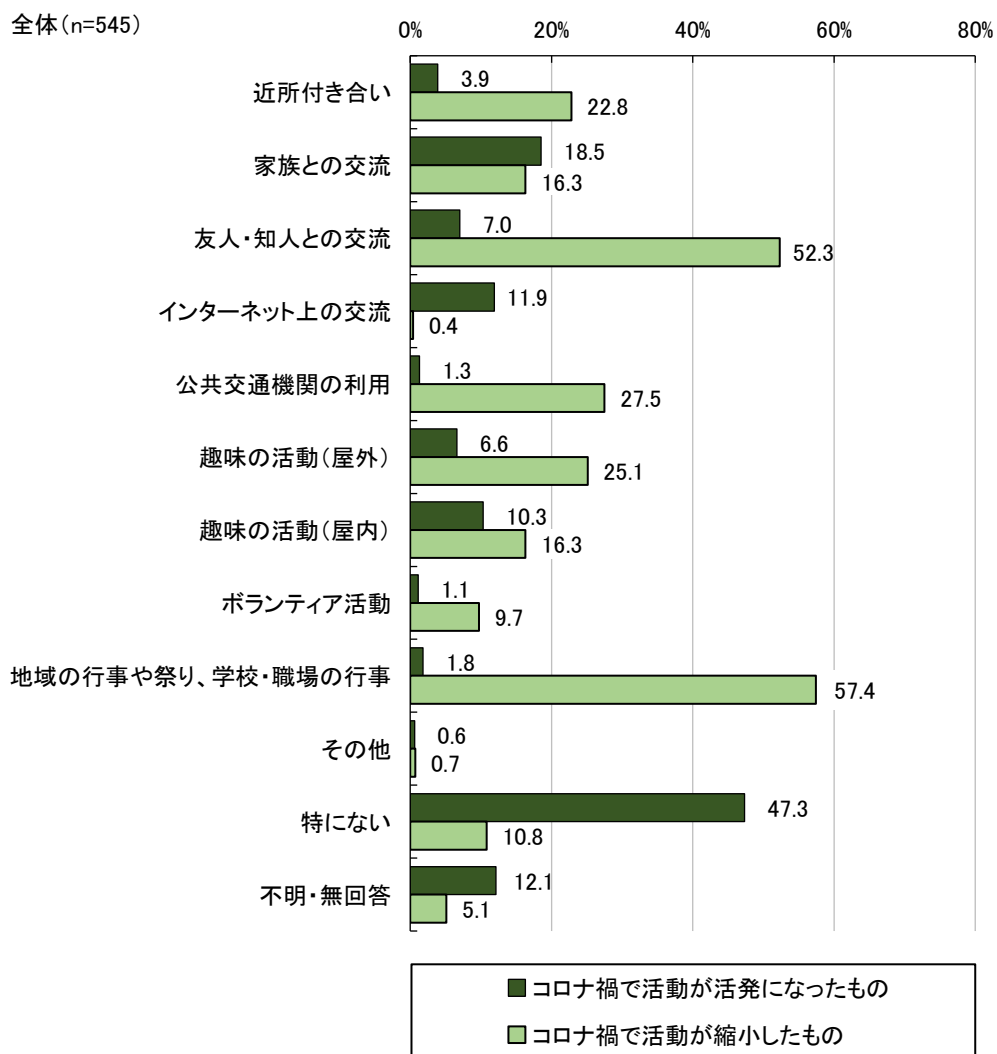
7) 不安や悩みの相談先

現在の不安や悩みの相談先については、「家族、親戚、きょうだい」が77.1%と最も高く、次いで「友人」が42.6%、「かかりつけの医師」が15.4%となっています。



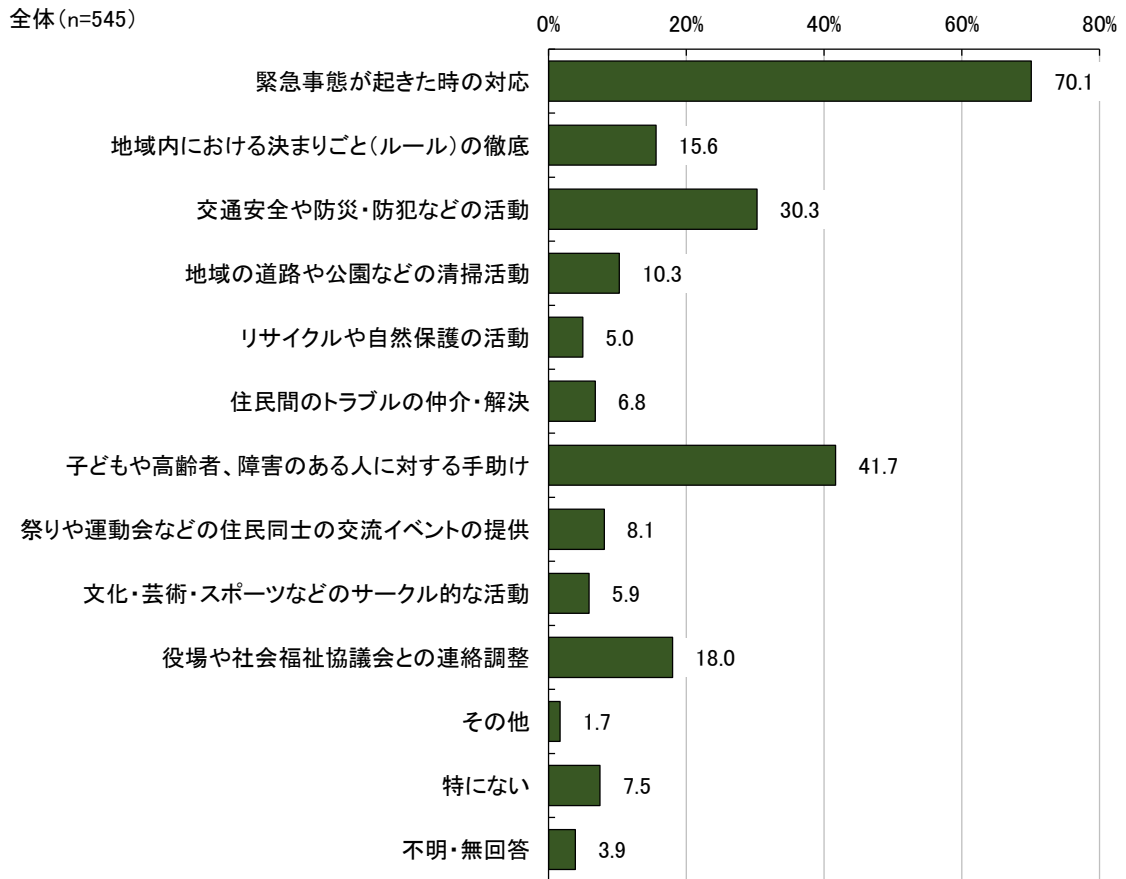
8) コロナ禍で活動が活発になったもの・縮小したもの

コロナ禍で活動が活発になったものについては、「特にない」が47.3%と最も高く、次いで「家族との交流」が18.5%となっています。縮小したものについては、「地域の行事や祭り、学校・職場の行事」が57.4%と最も高く、次いで「友人・知人との交流」が52.3%となっています。



9) 地域にある組織や団体に対して期待する活動

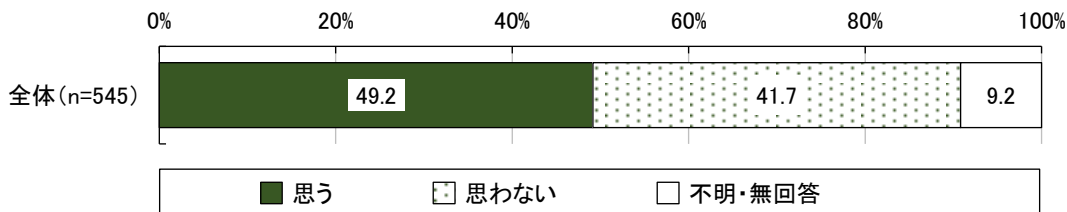
居住地域の中で安心して暮らすために、地域にある組織や団体に対して、期待する活動については、「緊急事態が起きた時の対応」が70.1%と最も高く、約7割となっています。次いで「子どもや高齢者、障害のある人に対する手助け」が41.7%、「交通安全や防災・防犯などの活動」が30.3%となっています。



④ボランティア交流について

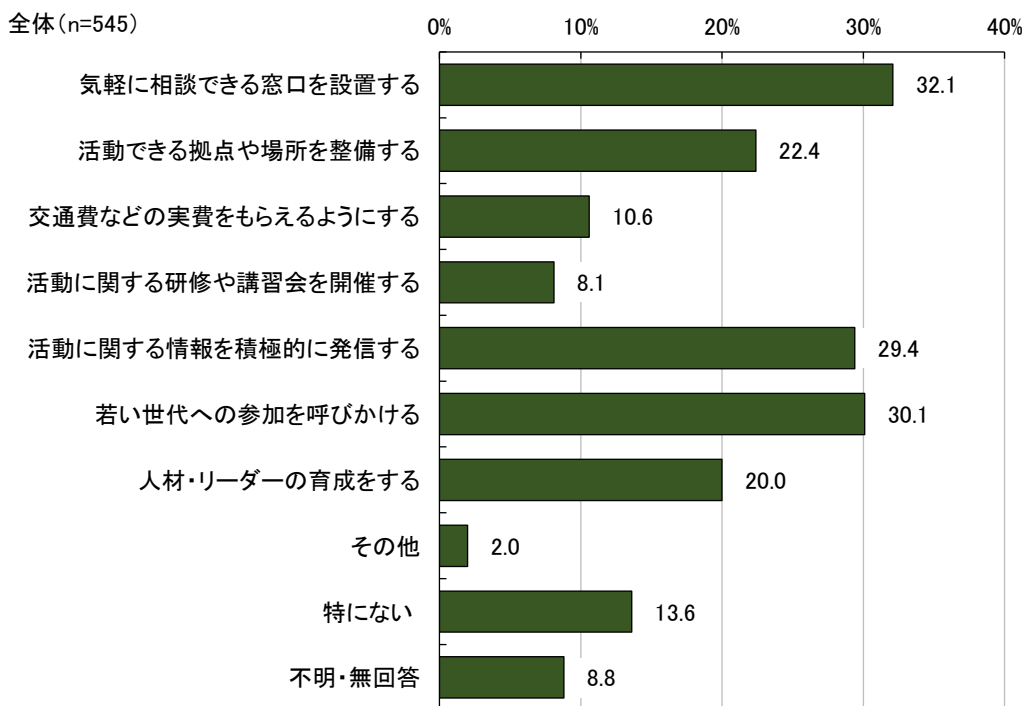
1) 今後のボランティア活動の意向

今後、ボランティア活動をしたい（続けたい）と思うかについては、「思う」が49.2%、「思わない」が41.7%となっています。



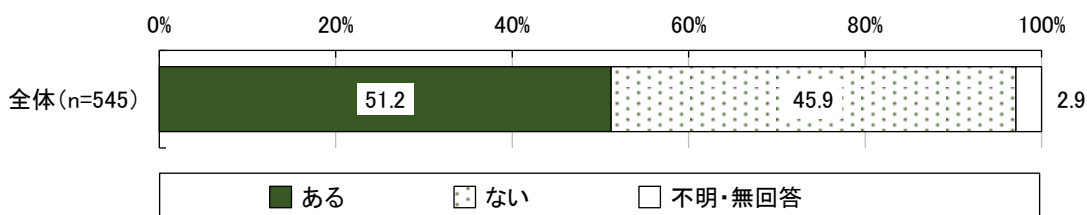
2) 今後、地域活動・ボランティア活動の拡大のために必要と思うこと

今後、地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要と思うことは、「気軽に相談できる窓口を設置する」が32.1%と最も高く、次いで「若い世代への参加を呼びかける」が30.1%、「活動に関する情報を積極的に発信する」が29.4%となっています。



3) 地域活動やボランティア活動への参加の有無

地域活動やボランティア活動をしたことがあるかについては、「ある」が51.2%、「ない」が45.9%となっています。



第3次有田川町地域福祉計画

4) 活動したことが無い理由

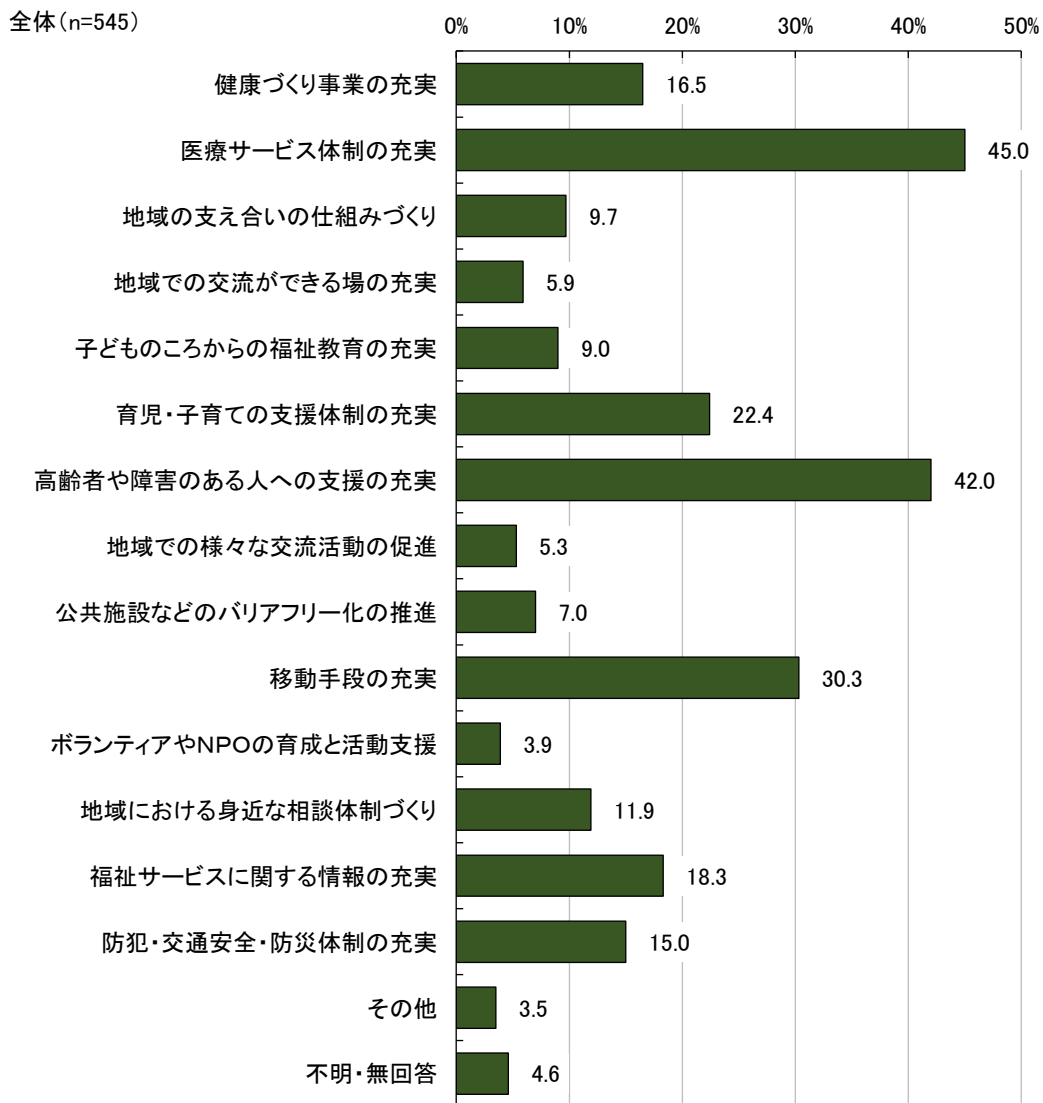
年代別にみると、20歳代では「情報が入ってこない」、30歳代から60歳代では「仕事や家事などで忙しく、時間がない」、70歳代以上では「身体の具合が悪い」が最も高くなっています。また、30歳代以下では「きっかけがない」が4割台と、他の年代に比べて高くなっています。

単位: %	仕事や家事などで忙しく、 時間がない	知っている人がいない	情報が入ってこない	きっかけがない	参加方法がわからない	自分の時間を大切にしたい	活動内容に興味・関心がない	身体の具合が悪い	自分の生活には関係ない・ 必要性がない	家族の理解が得られない	自分でできることがわからない	その他	特になし	不明・無回答
全体(n=250)	40.4	10.4	19.2	29.2	6.8	7.2	6.0	21.6	0.8	0.4	12.0	2.4	8.4	4.8
20歳代(n=15)	40.0	26.7	53.3	46.7	13.3	6.7	0.0	0.0	13.3	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
30歳代(n=36)	47.2	11.1	36.1	41.7	13.9	13.9	8.3	0.0	0.0	0.0	19.4	2.8	11.1	0.0
40歳代(n=31)	58.1	12.9	19.4	32.3	3.2	12.9	12.9	0.0	0.0	3.2	9.7	3.2	6.5	0.0
50歳代(n=31)	54.8	9.7	12.9	19.4	3.2	0.0	3.2	9.7	0.0	0.0	16.1	0.0	16.1	0.0
60歳代(n=42)	40.5	11.9	23.8	33.3	4.8	9.5	7.1	21.4	0.0	0.0	9.5	0.0	9.5	0.0
70歳代(n=46)	39.1	10.9	15.2	23.9	6.5	4.3	4.3	45.7	0.0	0.0	6.5	2.2	8.7	6.5
80歳以上(n=47)	14.9	2.1	0.0	17.0	6.4	4.3	4.3	44.7	0.0	0.0	10.6	6.4	4.3	19.1

⑤今後の施策について

1) 今後、地域福祉を進めるために優先して取り組んでいくべき施策

地域福祉を進めるために優先して取り組むべき施策については、「医療サービス体制の充実」が45.0%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人への支援の充実」が42.0%、「移動手段の充実」が30.3%となっています。



3. 庁内検証の結果

基本目標1 安心・安全な仕組みづくり

取り組み	評価対象の 取り組み数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
1. 情報提供の充実						
①きめ細かな情報の発信・共有	5	—	5	—	—	—
②福祉サービスの相談窓口の充実	4	—	4	—	—	—
2. 福祉サービスの適切な利用の支援						
①社会福祉に関わる従事者の資質向上と人材確保	4	—	2	—	2	—
②福祉サービスの適切な提供	2	—	1	1	—	—
③事業者などへの支援の充実	2	—	1	1	—	—
④苦情を受け止める体制の整備	3	—	3	—	—	—
3. 防災・交通安全・防犯の取り組み						
①災害時などの対応	3	—	1	2	—	—
②地域での交通安全対策の推進	2	—	2	—	—	—
③防犯・悪質商法などへの対応	3	1	2	—	—	—
4. 要援護者への見守り活動などの充実						
①地域における子育て、高齢者、障害のある人の見守り支援	2	—	2	—	—	—
②民生委員・児童委員活動の充実と支援	2	—	2	—	—	—
③権利擁護に関する普及啓発	2	—	2	—	—	—
④成年後見制度の普及啓発	2	—	2	—	—	—
計	36	1	29	4	2	—

※進捗評価の評価基準は右記の通り A：計画通りできた B：おおむね計画通りできた C：計画の半分できた D：ほとんど計画通りできなかった E：まったく計画通りできなかった

取り組み内容と評価

- 住民が相談しやすいように心配ごと相談、弁護士相談、公証人相談の場を設けており、広報、HPにて住民への周知を行いました。弁護士相談については、夜間や土曜日の開催により一層相談しやすいように取り組みました。また、権利擁護センターありだがわにて成年後見に関する相談も受け付けています。
- 緊急情報などを迅速かつ確実に伝達するため、令和2年度末に防災行政無線設備のデジタル化改修を行いました。また、その一環として、有田川町公式スマートフォンアプリ「ありだがわ防災・行政ナビ」を開発し、その他 SNS を含め様々な手段によって住民や要配慮者への緊急情報伝達体制の強化を図りました。
- 子育てや高齢者、障害のある人の見守りを行うために、モニタリングや家庭訪問を行うなど相談支援の強化を行いました。さらに、関係各所につなぐための連携を強化しました。

基本目標2 支えあいのまちづくり

取り組み	評価対象の 取り組み数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
1. あらゆる世代への地域福祉の学習と担い手の育成						
①福祉の大切さを学ぶ (住民意識の向上)	1	-	1	-	-	-
②地域福祉の担い手の育成	2	-	2	-	-	-
2. ボランティア、NPO の育成・支援などの充実						
①地域ボランティア、NPO 団体の育 成・支援・連携	1	-	-	-	1	-
②ボランティア活動の充実	1	-	1	-	-	-
3. 団塊世代・高齢者の社会参加						
①団塊世代の社会参加	1	-	-	-	1	-
②担い手活動の展開	1	-	-	1	-	-
4. 地域福祉に携わる団体との協議						
①協働による福祉のまちづくり	1	-	-	-	-	1
②社会福祉協議会との協働	1	-	1	-	-	-
③民生委員・児童委員との連携	3	-	3	-	-	-
計	12	-	8	1	2	1

※進捗評価の評価基準は右記の通り A：計画通りできた B：おおむね計画通りできた C：計画の半分できた
D：ほとんど計画通りできなかった E：まったく計画通りできなかった

取り組み内容と評価

- 誰でも取り組みやすい清掃活動などについて参加を呼びかけ、住民へのボランティアへのきっかけづくりを行いました。
- 地域の福祉力向上のために町内の小中学校において福祉体験学習を行い、子どもたちに多くの「気づき」をもたらすよう働きかけを行いました。さらにコロナ禍においても活動が続けられるようにリモートや映像による交流にも取り組みます。
- 団塊の世代では、定年後農業を営まれる人が多く、社会参加が進まなかったため、これまでの経験などを生かせる活躍の場や機会を整備する必要があります。
- 地域のボランティアなどの担い手となる人材の発掘を行っている生活支援コーディネーターの活動が縮小し、情報収集量が少なくなったため、生活支援コーディネーターへのフォローを行い、効率的に活動できるよう支援を行う必要があります。
- 民生委員・児童委員と常に連携しており、気になる家庭などについては民生委員から連絡をもらい、迅速な対応を行いました。

基本目標3 自立を支える環境づくり

取り組み	評価対象の 取り組み数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
1. 健康を支える取り組み						
①医療体制の充実	2	—	1	1	—	—
②健康・介護予防とボランティア活動の推進	2	—	—	1	1	—
③生きがいづくりの推進	2	—	1	1	—	—
2. 移動手段、交通手段の確保						
①公共交通機関の整備	1	—	—	—	1	—
②移動手段の確保 (外出支援サービスの推進)	3	—	—	1	2	—
3. 誰もが参加できる環境づくり						
①利用しやすい安心・安全な公共施設などの整備	2	1	1	—	—	—
②誰もが参加できる仕組みづくり	3	—	2	—	1	—
4. 思いやる心を育む環境づくり						
①人権尊重意識の醸成	1	—	—	—	1	—
②福祉教育の推進	3	—	3	—	—	—
計	19	1	8	4	6	—

※進捗評価の評価基準は右記の通り A：計画通りできた B：おおむね計画通りできた C：計画の半分できた
D：ほとんど計画通りできなかった E：まったく計画通りできなかった

取り組み内容と評価

- 障害のある人が地域で生きがいをもって暮らしていけるように作業所や障害者団体と協力し、やすらぎふれあいフェスタを実施しました。今後は障害者スポーツや文化作品の展示の機会をさらに増やす必要があります。
- 補助金（有田川町障害児通所施設遠距離通所補助金）の活用や福祉タクシー券を配布して、利用者の費用助成を行いました。コミュニティバスについて、広域な面積を有する有田川町では均一に増便することは費用面で限界があるため、専門家や住民と協議し検討する必要があります。
- 利用しやすい公共施設の整備については、車いす用駐車区画の適正利用の啓発やヘルプマークの配布、普及啓発を行っていますが、制度を知らない人に対して更なる制度の周知を行う必要があります。
- 小中学生や高校生を対象に認知症サポーター養成講座や手話講習会などを開催し、小さい頃から福祉への理解を深めてもらう取り組みを行いました。

基本目標4 ふれあいの場所づくり

取り組み	評価対象の 取り組み数	進捗評価				
		A	B	C	D	E
1. 身近な公民館や社会資源などの利用						
①ふれあいの場所の確保	1	—	1	—	—	—
②未利用施設などの活用	1	—	—	—	1	—
2. 地域でつくる交流の場づくり						
①地域の手による拠点づくり	1	—	—	1	—	—
②子どもの居場所づくり	3	—	2	—	—	1
③世代間交流の場の確保	1	—	1	—	—	—
④気軽に相談できる場所づくり	1	—	—	—	1	—
3. サロン活動の充実						
①サロン活動の充実	1	—	—	1	—	—
②高齢者や障害のある人のサロンなどの育成支援	1	—	—	—	1	—
4. 福祉ふれあいの場づくり						
①集い、憩い、学びの交流の場づくり	1	—	—	—	1	—
②学校や福祉施設での交流	2	—	2	—	—	—
計	13	—	6	2	4	1

※進捗評価の評価基準は右記の通り A：計画通りできた B：おおむね計画通りできた C：計画の半分できた
D：ほとんど計画通りできなかった E：まったく計画通りできなかった

取り組み内容と評価

- 地域住民が集まり、仲間づくりや趣味のサークル活動を実施するなど、コミュニケーションの場として有効に活用してもらうため、各公民館活動の支援に取り組みました。
- 子育て支援センターを拠点に、親子交流（あそびのひろばなど）、子育てに関する相談（悩みごと・育児）、講習会（育児講座）を実施しました。相談についての内容が多様化しているため、関係機関などの連携がより一層必要です。
- 総合的な学習（小3～中3）、また職場体験（中2）を通じて、福祉施設現場を体験し、地域福祉への理解を深める取り組みを行いました。今後、新型コロナウイルス感染症の影響が続く場合、現地での体験学習以外での学習方法も考えていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、イベントの中止や縮小を余儀なくされる中で、新しい生活様式における「交流」が課題であり工夫や検討が必要となっています。

4. 関係団体・事業所調査の結果

(1) 活動の中で地域の支えあいや助けあいに貢献できていることや活動の成果

- 小学校家庭科実習のお手伝いとして、子ども達と交流
- 地区のバザーなどのイベント時に駐車場所を提供
- 会での旅行などを行い、今まで家の中に閉じこもっている障害のある人や、個人ではなかなか旅行などができない人にも参加していただき好評を得ている
- 各单位老人クラブによる清掃活動
- カフェの開業により、障害のある人や高齢者への働く場の提供
- 在宅障害者の送迎サービスを圏域内ほぼすべてをカバーしていることで、他事業所の送迎サービスを含めると障害者が圏域内どこに住んでいても利用が出来る状態になってきた
- 生活や働く場を提供して、地域活動支援に関する事業を行い、障害者の自立の促進と福祉に取り組んでいる
- 交流の場として月に1度イベントを開催
- 2ヶ月に1度地域の高齢者宅へ弁当を無償で配達

(2) 活動の中で感じられる課題や問題点

■団体・事業所の課題・問題点

- 若者の加入減少による後継者不足
- 参加者・会員の固定化・高齢化
- 次世代の育成
- 移動手段の確保が困難
- 人員不足による活動の縮小・中止
- 新しい取り組みに向けた経済的負担
- コロナ禍による活動場所の減少
- 小規模で利用者のニーズに合った運営が困難
- 施設職員の高齢化
- 一般住民への施設活動の浸透が不十分

■地域の課題・問題点

- 高齢者の増加と孤立化
- 人間関係の希薄化
- 公共交通の整備が不十分
- 人口減少や高齢化による活気の減少
- 介護従事者の確保が困難
- 転入者の増加による、地域のつながりの減少
- 障害のある人への地域住民の理解不足
- 各家間が離れていることによる交流の減少

(3) 様々な課題の解決に向けて、現在取り組まれていること、今後取り組むべきこと

- 一般住民に向けた、施設・団体の活動内容の広報・PR
- 多くの人に活動情報を知ってもらうために、SNS など様々な媒体を利用した広報活動
- 教育現場への啓発活動、ボランティアなど福祉教育の充実
- 日時、場所の変更など、参加しやすい環境を整備することであらゆる年代層の参加促進を図る
- コロナ禍でも行えるレクリエーションの考案
- 保護者とのコミュニケーションの取り方を学ぶ研修会
- 介護従事者の人材不足、災害や感染症など非常事態発生時の安定した事業の継続の為に体制強化
- 専門性の向上、スキルアップを図るための、専門家からの研修やプロジェクト
- 職員や人員の確保・育成のために他施設との連携が必要だが、行政の支援も必要
- 保護者が高齢化していることから、障害者自身の自立支援が重要
- 多数の企業や団体と協働して、地域課題に取り組む
- 他施設、他団体とグループ化することによる連携・協働
- アウトリーチ機能を持たせることによる総合相談の更なる充実

(4) 活動の充実や継続のために必要な支援

- 活動人材の確保
- 活動上必要な情報の提供や相談支援
- 活動資金の支援
- 活動場所の提供
- 団体や活動についてのPR
- 他団体との交流
- リーダーの育成支援

(5) 地域での支えあいが積極的に行われるために必要な取り組み

- 地域での交流ができる場の充実
- 移動手段の充実
- 高齢者や障害のある人の在宅生活支援
- 地域の支えあいの仕組みづくり
- 福祉サービスに関する情報の充実
- 健康づくり事業の充実
- 医療サービス体制の充実
- 地域における身近な相談体制づくり
- 子どもたちからの福祉教育の充実

5. 計画策定における課題について

課題1. 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

- 本町では、核家族化の進行やひとり親世帯が増加している中で、事業所の人員不足や地域のつながりの希薄化などにより手助けを得られない方の存在も想定されます。子どもや高齢者、障害のある人などが安心して生活を営むことができるよう、各種サービスの適切な提供や相談窓口の充実、成年後見¹などの権利擁護²体制を充実させる必要があります。
- 暮らし方の変化や地域コミュニティの希薄化など、住民を取り巻く環境は変化しています。これに伴って住民の抱える課題や問題は多様化・複雑化しており、支援を必要とする人に迅速にきめ細やかな対応ができるように、総合相談支援体制の強化に取り組む必要があります。
- 東海・東南海・南海3連動地震や南海トラフ巨大地震などの自然災害による被害予想や近年の日本全国での災害発生を背景として、災害に対して不安を抱く住民が多くいます。緊急の事態にいつでも対応できるよう、災害発生時の対応の仕方や日ごろからの準備についての啓発が必要になっています。

課題2. 支えあいの広がる共生社会をめざす

- 本町では、各地域の特色を活かした地域活動を展開していますが、地域活動に自発的に参加している人は多くないという傾向があり、若い世代において特に顕著になっています。
- 福祉に関心を持ち、地域福祉を担う人材を育てられるように、小中学校での福祉教育に今後力を入れていく必要があります。
- 地域の一員としてボランティアに参加したことがある人は、51.2%と半数以上でしたが、一方で活動をしたことがない人の理由として、「きっかけがない」と答えた人は29.2%となっています。また、ボランティアに参加してみたいと考えている人は49.2%となっています。住民にとって気軽に参加できるよう、社会福祉協議会やボランティア団体などが中心となり、呼びかけや情報の周知が必要となります。

¹ 認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が十分でないために法律行為における意思決定が不十分または困難なものについて、その判断力を補い保護支援する制度。

² 自己の権利や救済ニーズを表明することが困難である人を、あるゆる形態の権利侵害やその可能性から擁護するとともに、生活を送る上で、必要なすべての権利を保障するという考え方やその実践。

課題3. 誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

- 福祉や健康に不安を抱いている人が多く、福祉施設や医療機関へアクセスしやすいような体制の整備や情報提供体制の充実を行う必要があります。
- 高齢者単身世帯やひとり親世帯など配慮を必要とする人が増加している一方で、職員の高齢化や担い手の減少など支援する側の課題も増加しているため、人材育成や能力強化に取り組む必要があります。
- 高齢者や障害のある人をはじめとして、すべての人が地域において安全に安心して生活・外出できるようにするためには、施設の整備などのハード面のバリアフリー³化、ユニバーサルデザイン⁴化を推進する必要があります。さらに、地域での課題として、移動手段や緊急時の対応という声も多く上がっており、移動手段の確保に向けた検討などが必要となります。

課題4. ふれあいから繋がる支援の場づくり

- 少子高齢化や人口の流出超過などを背景とした人口減少は有田川町でも進行しており、地域住民のつながりの希薄化や地域福祉を支える人材の不足といった問題が発生しています。そのため、支援を必要としているにも関わらず適切な支援を受けられず孤独に課題や悩みを抱えている人の増加が考えられます。そこで、誰もが支えあいに手を貸すことができるように、住民の地域活動の促進に向けた活動、交流の場づくりが必要となります。
- 年齢が上がるにつれて福祉への関心度は高まっていますが、若年層の福祉への関心度は低い傾向にあります。また、地域活動に参加したことがない理由について40歳代・50歳代は、仕事や家事が忙しいという人が多いことに対して、30歳代以下の若年層は情報やきっかけがないという回答が多くなっています。そのため、地域課題を共有できるような、きっかけや情報の集まる場づくりを行う必要があります。
- 地域住民との交流の場は、交流したいと考える人が交流の場に足を運ぶことができるように移動支援を行ったり、参加するきっかけをつくるためにPR活動などによる参加支援を行うことも必要となります。また、交流の場を運営するための人材の確保や育成が必要となります。

³ 公共の建物や道路、個人の住宅などにおいて、障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して利用できるように配慮した生活空間のあり方のこと。物理的な障壁だけではなく、心理的、制度的な意味でも用いられる。

⁴ 障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず、様々な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインすること。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

「思いやり 心広げる やすらぎのまち 有田川」

本町では、豊かな歴史・文化の中で多様な地域性のある暮らしが営まれ、発展を遂げてきました。時代の変化とともに、住民のライフスタイルや価値観は多様化しているものの、地域における支えあいや隣近所のつながりなどの地縁的な関係は比較的残っています。

しかし、本町においても少子高齢化は進行しており、特に、地区によっては高齢者が大半を占めているとともに、移動手段の確保が難しくなるなど、地区の人口構造や暮らしぶりは変化しつつあります。

このような変化に対応するためには、豊かな自然環境や地域の隣近所のつながりが比較的残っていることなど、本町の強みを活かすとともに、第2次有田川町長期総合計画の将来像「～川が結び、川が育む、森とまち～ 人が集い、想いを紡ぎ、新しい流れをつくるまち」の実現をめざし、地域福祉計画においても、人と人のつながりやふれあい、支えあい、交流など、周囲を取り巻きながら、住民一人ひとりが他人への思いやりを大切にできるように、「思いやり 心広げる やすらぎのまち 有田川」をまちのあるべき姿として目標におき、さまざまな取り組みを進めていきます。

今後、子どもから高齢者まで、住民一人ひとりが基本理念のもとでつながり、お互いの絆を深め、福祉のみならず教育、まちづくり、産業など、あらゆる分野が横断的に連携することで、誰もが幸せを感じることができる地域社会をめざします。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念を実現するために、以下のとおり4つの基本目標を設定します。

基本目標1 安心・安全な仕組みづくり

近年、大規模な自然災害の発生や感染症の流行など地域住民の安全と安心を脅かす事態が増加している中、いざという時、支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるように、日ごろからの防災・防犯体制を強化し、誰もが暮らしやすいまちにするための仕組みづくりに努めていきます。

また、地域で生活する住民にとって、福祉ニーズが適切なサービスと結びつくことが大切です。そのために引き続き相談体制の充実や、情報提供の充実を図る必要があります。

また、高齢者や障害のある人などの権利を守るために、成年後見制度の利用促進を進めるとともに、虐待防止の啓発を行うことにより、権利擁護に関する普及啓発を行う必要があります。

基本目標2 支えあいの広がるまちづくり

住民同士の関係の希薄化や、一人暮らし高齢者、ひとり親世帯の増加など、孤立・孤独が拡大し、一人で問題を抱えてしまう人が増加している中で、住民主体の地域活動や交流の活性化を促し、住民同士の支えあいの促進や、地域福祉に関わる団体への支援を進めていく必要があります。誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、住民同士がふれあいを深め、誰もが互いに助けあう関係であるという認識を共有することで、住民が地域において自発的な行動につなげることができるまちづくりを目指します。

基本目標3 自立を支える環境づくり

誰もが自分らしく暮らすことができるよう、利用者に配慮した環境整備が必要です。本町では、高齢者が増加し、今後はさらに医療施設や福祉施設の利用が見込まれるため、医療や福祉サービスにアクセスしやすいような環境の整備に努めます。

高齢者や障害のある人などにとっては、移動手段の確保が重要であり、今後、さらに公共交通機関なども含めた移動支援の充実を図る必要があります。

基本目標4 ふれあいの場所づくり

地域の住民同士が、つながりを持ち、ともに支えあう地域福祉を推進するためには、その活動のための拠点が必要となります。地域での自主的な福祉活動を生み、育てるためには、人や情報が集まる場を設け、そこで地域課題を話しあうことが大切です。公民館などを活用し、地域のさまざまな人が、集い、憩い、学ぶことで福祉に関心を持ち、福祉活動に自主的に参加する人が増えるよう、地域の拠点づくりの推進に引き続き努めます。

また、ボランティア活動やサロン活動などをきっかけにし、住民の社会参加を促進します。

3. 地域福祉と「持続可能な開発目標」(SDGs)

SDGs は、平成 27 年の国連サミットで採択された「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称です。17 の目標、169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標です。

本町においても、各施策において、特に以下の目標を意識しながら、地域福祉を推進していきます。



▼福祉分野に関係すると思われる SDGs の目標



あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ



国内及び国家間の格差を是正する



食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供し、包摂的な制度を構築する

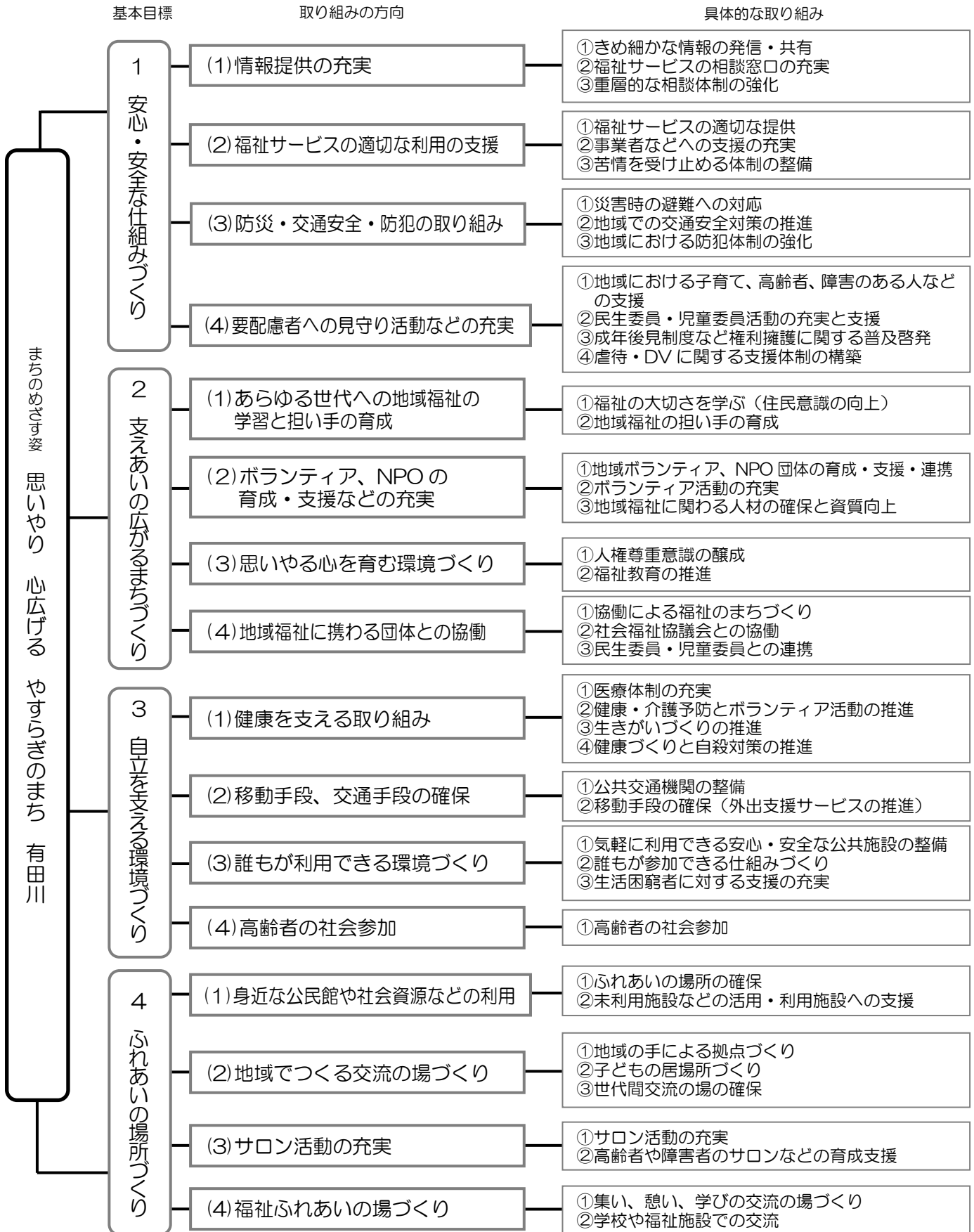


すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



グローバル・パートナーシップを活性化する

4. 体系図



第4章 目標達成のための取り組み

基本目標1. 安心・安全な仕組みづくり

(1) 情報提供の充実

住み慣れた地域の中で安心して生活するためには、誰でも相談できる窓口の充実を図り、民生委員・児童委員、各種相談員や相談窓口の周知を行うとともに、それぞれがお互いに連携が図れる仕組みづくりが必要です。

今後、さらに必要な時に適切なサービスを受けることができるよう、各種制度やサービスの内容について、誰にでもわかりやすい情報提供の充実を図る必要があります。

また、社会が目まぐるしく変動することによって多様化する、住民の生活課題やニーズに対応するため、分野横断的な支援体制の強化がさらに重要となっています。

取り組み	内容	担当課
①きめ細かな情報の発信・共有	住民がいつでも情報入手できるように、広報紙やホームページなど様々な媒体を活用し、受け手に合わせた情報提供に努めます。また、住民からの相談内容は、民生委員・児童委員などの関係機関で情報共有を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 住民課 住民福祉室 健康推進課
②福祉サービスの相談窓口の充実	関係機関と連携した包括的な相談体制の充実を図り、あらゆる相談に対応できるようにするとともに、広報紙などを活用し相談窓口の周知に努めます。 各種制度やサービス内容などの情報提供の充実を図ることで、利用者が十分な情報を得られるようにするとともに、情報交換の場として公共施設の活用を促進します。 相談内容を関係団体などで協議・検討する場を設け、適切な支援につなげる体制を構築します。	やすらぎ福祉課 健康推進課 住民課
③重層的な相談体制の強化【新規追加】	多様で複合的な課題や制度の狭間の問題を抱える人が適切な支援に結びつくよう、分野横断的な相談支援を行うとともに、多機関の連携による福祉課題の早期発見・早期対応を図るための仕組みをつくります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課 こども教育課

■住民の役割

- 広報紙や町のホームページ、地域の回覧などにしっかりと目を通し、普段から地域の情報にアンテナを張って制度などの理解を深めましょう。また、地域の中でそれらの情報を共有しましょう。
- 自分の身の回りで必要になりそうな福祉サービスについて、実際に必要になった際にどうすれば良いのか、あらかじめ少しずつ確認しておきましょう。
- 悩みごとや不安なことがあれば、悩まずに相談窓口で相談するようにしましょう。

(2) 福祉サービスの適切な利用の支援

町民に対して提供する福祉サービスの質を維持するとともに、ニーズに沿った福祉行政を運営できるよう、ケアマネジャー⁵や相談支援専門員⁶、地域包括支援センターなどの関係機関との連携による利用支援に取り組むとともに、サービスに関する情報提供、苦情解決体制のより一層の充実など、サービスを適切に利用できるように体制整備が必要です。

取り組み	内容	担当課
①福祉サービスの適切な提供	サービスを利用したい人が適切なサービスを受けることができるよう、サービスに関する情報の提供を行うとともに、サービス利用にかかる相談や、家庭の事情などにより利用申請ができない人への支援を行います。	やすらぎ福祉課 長寿支援課
②事業者などへの支援の充実	サービス提供事業者などに対し、必要に応じて適切な運営指導や勉強会を行うなど、連携を図りながら、福祉サービスの質の向上を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課
③苦情を受け止める体制の整備	サービス内容などに対する苦情を受け止め、その解決を図る苦情相談窓口を今後もさらに利用しやすいものとするため、社会福祉協議会と連携し、苦情の申し立ての方法など体制づくりを進めるとともに、苦情解決の仕組みについての普及啓発に努めます。	やすらぎ福祉課 長寿支援課

■住民の役割

- 自分では解決が難しいことについては、まずは専門的な関係団体や行政の窓口で話をしてみましょう。
- 福祉サービスの提供不足などがみられた場合には、速やかに庁内の窓口や関係団体などに情報の提供を行うよう努めましょう。

⁵ 要介護（要支援）認定を受けた人からの介護サービスの利用に関する相談、適切なサービスを利用できるようにケアプランの作成、サービス事業者等との連絡調整を行う人のこと。

⁶ 障害のある人やその家族に対し、適切な支援を受けるための相談支援やサービス等利用計画の作成を行う人のこと。

(3) 防災・交通安全・防犯の取り組み

近年、地震や台風、津波などの自然災害の脅威から、防災に対する意識はさらに高まっています。災害時の安否確認や声かけ、避難時における要支援者を事前に把握しておくなどの相互の助けあい活動が非常に重要です。

高齢者による交通事故は高齢化の進行に伴い、増加傾向にあります。誰もが高齢者のみならず子どもや障害のある人などに対して思いやりの心を持って接するとともに、交通安全に対する強い意識を持つことが大切です。

また、最近身近なところで犯罪が起こるケースがみられます。誰もが安全で安心して生活できるよう、高齢者などを狙った悪質商法などの予防とともに被害に遭わないよう注意を促すなど、関係機関との協力体制の下で防犯対策の充実を図っていくことが必要です。

取り組み	内容	担当課
①災害時の避難への対応	<p>災害が予測される時や発生した時は、役場内に「災害対策本部」を設置し、被害を最小限にとどめるための情報収集、被害調査、災害復旧などを行います。</p> <p>また、避難行動要支援者名簿⁷への登録を広報紙などで周知することで地域住民の要配慮者への避難支援を促します。</p> <p>さらに、訓練や研修会を通じた防災活動の実施に努めることで、住民の防災意識を高め、避難の際に支援が必要な人の把握や、日常的な見守りを促進します。</p>	<p>やすらぎ福祉課 健康推進課 総務課</p>
②地域での交通安全対策の推進	<p>地域の中で、交通安全意識の普及啓発に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、交通安全教室において、交通安全対策の推進を図ります。</p> <p>また、交通安全のために横断歩道、カーブミラーなどの道路環境の整備を推進します。</p>	<p>建設課 総務課</p>
③地域における防犯体制の強化	<p>住民が安心して生活できるまちづくりを進めるため、警察署や関係機関と連携し、住民と協働するなど、あいさつ運動や声かけなど身近なところから防犯活動を展開します。</p> <p>また、高齢者などを狙った悪質商法などの予防については、被害に遭わないよう注意を促し、対応策についての情報提供や相談窓口の充実を図ります。</p>	<p>商工観光課 総務課 社会教育課</p>

■住民の役割

- 災害時にはすぐ避難できるよう、防災用品・避難場所・避難経路を確認しておきましょう。
- 隣近所に、避難の際に手助けが必要な人がいないかどうか、把握しておきましょう。
- 日頃から安全運転に気をつけ、危険な箇所があればすぐに情報の提供を行うよう努めましょう。
- 子どもの登下校の様子や不審者情報などについて、普段の生活の中で気に留めておきましょう。

⁷ 災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、特に支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録しておく名簿。

(4) 要配慮者への見守り活動などの充実

地域における生活課題が複雑化・多様化する中で、子育て世帯や高齢者、障害のある人などの支援を必要とする人を把握し、適切な支援につないでいくことが重要です。併せて、一人暮らしの高齢者に対する支援も重要であり、地域における孤立・孤独を防ぐためにも、身近な地域の相談役である民生委員・児童委員が中心となり、地域での見守りや相談体制の充実が必要です。

また、高齢者、障害のある人の権利擁護や成年後見制度の相談件数、利用者の増加が考えられます。利用者の立場を尊重し、権利が侵害されないよう、普及啓発や相談窓口をより一層充実する必要があります。

取り組み	内容	担当課
①地域における子育て、高齢者、障害のある人などの支援	<p>子育て支援においては、子育て支援センターと各専門機関が連携し、地域全体で子育て支援を行う体制整備を進めます。</p> <p>また、高齢者に対しては、地域包括支援センターを中心に高齢者やその家族のニーズを把握し、相談、支援の充実に努めます。</p> <p>障害のある人に対しては、障害特性や生活の状況に応じたサービスの充実や相談体制の強化に努めます。</p> <p>また、適切な情報共有やアウトリーチ⁸を強化し、支援を必要とする人の把握及び適切な支援へとつなげます。</p>	<p>やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課 こども教育課</p>
②民生委員・児童委員活動の充実と支援	<p>一人暮らし世帯や高齢者世帯の安否確認のため、訪問や見守り協力員の導入による一人暮らし世帯などの安全確認を行っています。</p> <p>見守り協力員は、まちのボランティアとして、一人暮らしの高齢者などの安否を確認し、高齢者の孤立、孤独を防ぎます。</p>	<p>やすらぎ福祉課 長寿支援課</p>
③成年後見制度など権利擁護に関する普及啓発	<p>権利擁護センターありだがわ⁹を中核機関とし、支援を必要とする人にサービスの利用機会が適切に与えられるよう、成年後見制度の普及啓発に努めるとともに利用支援を引き続き行います。</p> <p>また、地域に出向いて出張講座や研修会を開催することで住民の理解を深め、制度利用につなげます。</p>	<p>やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課</p>
④虐待・DVに関する支援体制の構築	<p>虐待・DVの未然防止・早期発見・早期対応に向けて、関係機関間の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築を進めます。</p>	<p>やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課</p>

⁸ 支援が必要であるにも関わらず各種支援が届いていない人に対して、支援機関などが本人の元に出向いて必要な情報の提供を行ったり、福祉サービスの利用に結びつけたりする活動のこと。

⁹ 有田川町社会福祉協議会に設置されている権利擁護支援の中核機関であり、成年後見制度についての相談支援や手続き支援、普及啓発、市民後見人養成に取り組んでいる。

第3次有田川町地域福祉計画

■住民の役割

- 一人暮らし高齢者や障害のある人が身近にいる場合、見守りの意識を持って接しましょう。
- 各地域で行われている見守り活動などの趣旨を理解し、協力しましょう。
- 成年後見制度や権利擁護について、知識や理解を深めるために積極的に学ぶよう努めましょう。

●●数値目標（案）●●

項目	担当課	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
広報紙における地域福祉に関する 情報提供回数	全課	101回 (令和2年度)	120回
成年後見制度の利用件数	やすらぎ 福祉課 長寿支援課	11件 (令和2年度)	15件

基本目標2. 支えあいの広がるまちづくり

(1) あらゆる世代への地域福祉の学習と担い手の育成

地域福祉を進めるためには、お互いを理解しあいながら多くの人が主体的に協力しあっていくことが必要です。

また、地域の生活課題を解決するためには、行政の力だけでなく、地域の住民がお互いに知恵を出しあって取り組んでいくとともに、ボランティアや関係団体など、様々な人たちの協力・連携の中で、住民一人ひとりが地域福祉の担い手として、それぞれの役割を果たすことが必要です。

さらに、子どもたちが地域の交流に参加することは、地域のことを学ぶ機会となり、地域への愛着を育むことになります。また、人とのふれあいは、支えあい、助けあいの連帯意識が芽生えます。高齢者と子どもがふれあうことで、次の世代へ文化を受け継ぎ、お互いが地域の担い手としての関係を築き、育むことにつながります。

取り組み	内容	担当課
①福祉の大切さを学ぶ (住民意識の向上)	地域福祉の担い手意識を高めるために、福祉施設訪問や学習会などを実施し、福祉の大切さを学ぶ機会の創出を図ります。 各事業を通して、支えあい、助けあい、ふれあいの心を育む福祉の啓発に努めます。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 こども教育課 社会教育課
②地域福祉の担い手の育成	地域福祉を推進する担い手意識を高め、地域において核となる人材の養成・育成に対する支援を関係機関との連携のもと行います。 さらに、地域福祉活動を進める上では、一部の限られた人だけでなく、その担い手の輪を広げていくことが必要です。町内の小中学校における、福祉体験学習や高齢者とのふれあいなどの取り組みを今後も継続し、次代の福祉活動の担い手となる人材や組織の育成を図ります。	こども教育課

■住民の役割

- 福祉教育や人権教育に関する勉強会や研修などに積極的に参加し、自ら福祉の理解に努めましょう
- 地域福祉に関してわからないことは、知っている人に聞く習慣をつけましょう。
- 誘いあって地域での交流の場へ積極的に参加しましょう。
- 身近な地域でどのような活動が行われているのか調べましょう。
- 身近な地域で行われている福祉活動に積極的に参加してみましょう。

(2) ボランティア、NPO の育成・支援などの充実

一人でも多くの住民が地域や福祉に関心や理解を持ち、可能な範囲においてボランティア活動に参加することは、生きがいや地域の一員として意識を持つきっかけにもなります。

地域のボランティアや地域福祉の担い手が、より積極的な活動ができるよう、各種の取り組みをさらに進めます。

また、社会が変化していく中で地域住民の福祉ニーズも多様化・複雑化しているため、福祉サービスの提供事業者や社会福祉関係者のさらなる専門性向上に努めます。

取り組み	内容	担当課
① 地域ボランティア、NPO 団体の育成・支援・連携	<p>社会福祉協議会を中心に、ボランティア連絡協議会や各ボランティア団体による活動、講演会を今後も継続し、ボランティアの育成・支援を促進します。また、福祉分野に限らず、様々な生活課題に関する活動も視野に入れながら、ボランティアやNPO、福祉活動などの関連団体との連携を図ります。</p> <p>さらに、地域の組織・各種団体への補助金の支給を通じた活動支援や、活動の財源として活用できる寄付・共同募金の情報を含む各種情報提供により、組織の活性化を促します。</p>	やすらぎ福祉課
② ボランティア活動の充実	<p>社会福祉協議会を中心に、自分たち一人ひとりができるように、「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加しやすいボランティア活動の充実を図ります。また、清掃活動やふれあい交流会など、幅広い分野のボランティア活動を今後も支援します。</p>	やすらぎ福祉課
③ 地域福祉に関わる人材の確保と資質向上	<p>社会福祉協議会や事業所などと連携し、専門的人材の確保及び育成の一体的な推進や、資質向上のための研修会などの実施を図ります。</p>	やすらぎ福祉課 長寿支援課

■住民の役割

- ボランティア活動を難しいものと捉えず、「ためしに一度参加してみよう」という気持ちを持ちましょう。
- 一人で参加しにくい場合には、友人・知人と少し出かける気持ちで誘いあって活動に顔をのぞかせてみましょう。
- 参加した地域活動・ボランティア活動先で、仲間をつくってみましょう。

(3) 思いやる心を育む環境づくり

年齢や性別、国籍など、生まれ持った性質によって、社会における活動や参加が妨げられることがないように、お互いを思いやる心を育む環境の整備など、誰もがいきいきと暮らすことができる共生社会の実現に向けた取り組みを進めていきます。

学校や地域において、様々な機会を通じて学習することにより、支援の大切さを知るとともに、誰もが可能な限りの自立を望んでいることを理解する必要があります。また、福祉教育や福祉の体験学習などの取り組みは、人が人として大きく成長するきっかけになるとともに、自主的な社会貢献活動への参加を促すきっかけとなります。

取り組み	内容	担当課
①人権尊重意識の醸成	地域において、福祉への理解を深める学習・懇談の機会をつくることにより、住民一人ひとりが自立し、お互いを認めあい、国や文化が異なる人々も含め、ともに生きる地域社会の実現に努めます。	社会教育課
②福祉教育の推進	次代を担うリーダーとなるべき子どもたちが地域福祉の大切さについて理解を深めるため、ボランティアでの福祉施設訪問などの体験学習や学校の総合的な学習の時間を活用した福祉教育を推進します。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 こども教育課

■住民の役割

- 地域の中でお互いを尊重し、年齢や障害の有無などの多様性を認めあいましょう。
- 様々な人とあたりまえのように一緒に生活を送る「ノーマライゼーション¹⁰」の考え方を正しく理解しましょう。
- 家族や身近な人と福祉について共有し、話しあう機会を設けてみましょう。

¹⁰ 障害のある人でも、障害のない人と同様に生活できる社会の実現に向けた取り組みのこと。また、その考え方。

(4) 地域福祉に携わる団体との協働

地域福祉を進める上で、福祉に携わる団体などがそれぞれの持つ強みを活かし地域課題を解決していくために、地域の福祉を支える団体、組織などと協働していくことは必要不可欠であり、特に地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会とは、連携体制をさらに強化していく必要があります。

取り組み	内容	担当課
①協働による福祉のまちづくり	地域福祉に関係する団体と協働し、研修及び既存の取り組みに参加を促すなど、地域福祉に携わる人たちを育成し、福祉のまちづくりを推進します。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課
②社会福祉協議会との協働	地域福祉の中核的な存在として事業を展開している社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉のさらなる推進を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課
③民生委員・児童委員との連携	地域の課題について行政と住民とをつなぐ役割を担う民生委員・児童委員とのさらなる連携のもと、地域福祉活動の推進を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 健康推進課

■住民の役割

〇日頃から近所付き合いを深め、お互い気軽に話しあえる関係を築きましょう。

●●数値目標（案）●●

項目	担当課	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
ボランティア連絡協議会登録者数	やすらぎ福祉課	601人 (令和2年度)	742人
やすらぎふれあいフェスタの来館者数	やすらぎ福祉課	1,106人	1,217人

基本目標3. 自立を支える環境づくり

(1) 健康を支える取り組み

健康な状態を保って生涯を暮らし続けるということは、誰もが望むことです。一人ひとりが自分の身体の状態をよく把握し、健康を維持していけるような取り組みをより一層充実させていくことが必要です。また、年代などに応じて、個々の経験や知識を活かせるよう、様々な社会参加や生涯学習の場・機会を確保し生きがいづくりを推進していきます。

地域住民に対して、あらゆる機会を通して自殺リスクを早期発見・早期対応するため、自殺予防やこころの健康づくりに関する普及・啓発を進めることが重要です。

取り組み	内容	担当課
①医療体制の充実	いつでも安心して医療サービスを利用できるように、医療体制の充実を図ります。今後、訪問看護ステーションやサテライト型の医療施設などの導入も視野に入れ検討します。	健康推進課
②健康・介護予防とボランティア活動の推進	ボランティア活動は高齢者にとって、介護予防にもつながることから、健康づくりとあわせた地域福祉の取り組みを推進していきます。	長寿支援課 健康推進課
③生きがいづくりの推進	高齢者や障害のある人が自ら地域に貢献できる機会を見つけ、無理のない福祉活動やボランティア活動に参加するよう呼びかけを行うなど、参加者自身の生きがいづくりを推進します。	やすらぎ福祉課 長寿支援課
④健康づくりと自殺対策の推進【新規追加】	健康づくりの取り組みや各種健診・検診の案内を充実させ、心身の健康状態の改善を促すとともに、必要に応じて支援機関や相談窓口を案内します。 また、健康問題と自殺の因果関係を啓発するなど、健康づくりを通じた自殺対策の推進に努めます。	健康推進課

■住民の役割

- 日々元気に過ごすため、自分の健康は自分で守るという意識を持ちましょう。
- 各地域におけるクラブ活動やサークル活動に気軽に参加しましょう。
- 健康づくりの取り組みには、知り合いや友人を誘いあって参加しましょう。
- 認知症についての理解を深め、検査や予防に取り組みましょう。また、地域における認知症の人のサポートを図りましょう。
- 不安や心配ごとがある時は一人で悩まず、誰かに相談するようにしましょう。

(2) 移動手段、交通手段の確保

公共交通が不便な地域では、自家用車など自らの移動手段がない場合、外出が困難です。また、福祉サービスがあっても、利用者がそこへ行くことができなければ、サービスを利用することができません。高齢者や障害のある人などが円滑に利用できる公共交通機関の整備促進や、外出支援サービスの推進が必要です。

取り組み	内容	担当課
①公共交通機関の整備	公共交通機関を誰にとっても利用しやすい移動手段にするため、本数や運行ルート of 整備に努めます。	企画調整課
②移動手段の確保（外出支援サービスの推進）	高齢者や障害のある人などが安心して移動ができるよう、ガイドヘルパーの充実や福祉有償運送事業の活性化を図るなど、外出支援サービスの充実を図ります。	やすらぎ福祉課 長寿支援課 企画調整課

■住民の役割

- 高齢者や障害のある人が電車やバスを利用されている時は、席を譲り、円滑に乗り降りができるようにサポートしてあげましょう。
- 外出支援サービスがあることを隣近所の高齢者や障害のある人などに教えてあげましょう。

(3) 誰もが利用できる環境づくり

地域の人たちがいつまでも安心して暮らしていくためには、様々な場所における安全なまちづくりとともに、障害のある人にも安心して社会参加できる環境整備が必要です。

また、高齢者や障害のある人などの立場に立った思いやりや心づかいの他に、理解するだけでなく行動に移すことが重要であり、特別扱いすることなく、ともに暮らすことができるような地域社会をつくる必要があります。

経済的に困窮している家庭やその恐れのある家庭、犯罪をした人に対し、関係機関と連携して自立に向けた支援を提供することが重要です。

取り組み	内容	担当課
①気軽に利用できる安心・安全な公共施設の整備	関係機関や関係団体との連携を深め、公共施設などのバリアフリー化を推進します。また、高齢者や障害のある人の安全を確保し、事故を防止するため、歩道の新設や段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、円滑な移動環境の整備に努めます。	やすらぎ福祉課 建設課
②誰もが参加できる仕組みづくり	年齢や、障害の有無に関わらず、地域に暮らす人たちの社会活動への参加促進に努めます。すべての人が生きる喜びや地域の一員であることを認識し、安心と尊厳を持って暮らし続けられる地域づくりを支援します。また、犯罪をした人に対し、再び社会に復帰するための支援を関係機関と連携し、行います。	やすらぎ福祉課 健康推進課 こども教育課
③生活困窮者に対する支援の充実 【新規追加】	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人や家庭に対し、適切な助言を行うとともに就労支援や住居に関する支援の充実を図り、関係機関と連携して自立に向けた支援を行います。	やすらぎ福祉課 健康推進課

■住民の役割

- 杖や車いすを利用する人にとって移動の妨げになる違法駐車や駐輪はやめましょう。
- まずは気軽に、地域活動に参加してみましょう。
- 生活に困ったら一人で悩まずに、誰かに相談してみましょう。

(4) 高齢者の社会参加

高齢社会が進行する中で、豊かな経験・知識・技能を持つ高齢者の社会参加や社会貢献は、自身の介護予防などにつながるだけでなく、地域全体の活力を維持するための人材確保の面においても必要なことです。

取り組み	内容	担当課
①高齢者の社会参加	<p>高齢者がいつまでも元気で生きがいを持ち続けられ、今までの経験を活かした活動や新たな地域活動に取り組むことができるよう支援します。</p> <p>また、地域福祉のアドバイザーとして地域福祉の推進に参加できる環境づくりや、育成支援を行います。</p>	長寿支援課

■住民の役割

- 高齢者は、自分の身体に無理のない範囲で、清掃活動や交流会に、参加してみましょう。
- 参加した時は、同年代の人や若者と交流し、交流しやすい居場所づくりをしましょう。

●●数値目標（案）●●

項目	担当課	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
特定健康診査受診率	健康推進課	31% (令和2年度)	40% (令和7年度)
シルバー人材センターにおける受託件数	長寿支援課	1,068件 (令和2年度)	1,200件

基本目標4. ふれあいの場所づくり

(1) 身近な公民館や社会資源などの利用

地域福祉活動の活性化や活動の効果的な展開を図るためには、活動の基盤となる拠点の確保が必要です。また活動拠点については、誰もが気軽に利用できるよう、身近な場であることが重要です。

取り組み	内容	担当課
①ふれあいの場所の確保	住民主体による拠点づくりを支援するとともに、身近な公民館や地域交流センターなど、既存施設の有効活用による拠点づくりを進めます。また、地域住民のニーズに応じたサービスの実施や、地域福祉活動の拠点としての交流及びコミュニケーションの場の提供に努めます。	社会教育課
②未利用施設などの活用・利用施設への支援	公民館、集会所などの既存施設の他、様々な社会資源や未利用施設、空き家などを活用できるよう、所有者や関係機関と調整し、利用促進を図ります。	社会教育課

■住民の役割

- 公民館や地域交流センターなどの既存施設の他にも、利用できそうな施設があれば、情報提供を行いましょう。
- 公民館を地域交流・地域活動の拠点として活用しましよう。

(2) 地域でつくる交流の場づくり

地域において子どもから高齢者まで、お互いが交流し地域でのつながりを育むためにも、活動内容や場所、時間や情報発信方法などに配慮しながら、身近で誰もが気軽に利用できる場づくりが必要です。ボランティア活動や公民館での交流会、お祭りなどが今後も継続できるように努めます。

取り組み	内容	担当課
①地域の手による拠点づくり	<p>公民館や地域交流センターなど既存の施設に限らず、田畑や山林など野外の場所を活用した交流など、地域での新しいふれあいの関係を築き、様々な福祉ニーズに対応する集いの場所、憩いの場所づくりを進めます。</p> <p>また、地域住民の自主的で自立した取り組みを支援し、新しい交流の場づくりを推進します。</p>	やすらぎ福祉課
②子どもの居場所づくり	<p>子どもや子育て中の親子が、安心して気軽に立ち寄ることができる場所や、子ども同士や親子が交流できる居場所づくりに努めます。</p> <p>また、子どもが安心して遊べるように、公園などの遊び場の確保も検討します。</p>	健康推進課 建設課 社会教育課
③世代間交流の場の確保	<p>地域の中でお互いが理解し合いながら支えあい、助けあい、ふれあっていくため、あらゆる世代が身近な場所でお祭りなどの行事を通じて、気軽に交流を深められるような世代間交流の場づくりを支援します。</p> <p>また、地域外から人を呼び込む取り組みを推進します。</p>	商工観光課

■住民の役割

- 隣近所同士での交流を図りましょう。
- 地域の文化伝統行事に積極的に参加しましょう。
- 昔ながらの「向こう三軒両隣」の関係性を大切にしながら、新しい人間関係を築いていきましょう。

(3) サロン活動の充実

社会福祉協議会や地域の自主的な取り組みの中で、様々なサロン活動が行われています。今後も、誰もが気軽に参加できる地域を拠点に、一人暮らし高齢者・高齢夫婦・昼間に一人で自宅にいる人などと、ボランティアが一体となって、仲間づくりやふれあい交流を深めることで、互いに支えあう地域づくりをめざします。また、サロン活動を継続して実施していくためには、魅力あるサロンづくりを行い、新たな担い手を確保するとともに、取り組み状況において地域差が出ないように、地域全体で活動を支えていく必要があります。

取り組み	内容	担当課
① サロン活動の充実	一人暮らしの高齢者をはじめすべての人が、地域の中で孤立することなく安心して暮らせるように、それぞれの地域において地域にあったサロン活動やふれあいの場づくりを支援します。今後も地域包括支援センターと社会福祉協議会が連携し、継続的な実施を支援します。	長寿支援課 やすらぎ福祉課
② 高齢者や障害のある人のサロンなどの育成支援	高齢者や障害のある人のサロン活動などは、お互いにつながりが持てる、気軽な集い・憩いの場となっているため、孤独感の解消や家庭介護の負担軽減にもつながるような活動の育成・支援を行います。	長寿支援課 やすらぎ福祉課

■ 住民の役割

- サロンの活動内容を調べて、興味のある取り組みに参加してみましょう。また、サロンでの交流で、人とのつながりを広げていきましょう。
- 高齢者や障害のある人へ、サロンの参加を呼びかけ、交流の機会を増やしましょう。

(4) 福祉ふれあいの場づくり

地域住民がふれあい、交流する活動拠点は、性別や年齢、国籍など、多様な人が地域で暮らしていることも配慮し、気軽に立ち寄れる場所や交流できる場所など、様々な機能が求められており、地域の誰もが利用でき交流できる場づくりが必要です。

取り組み	内容	担当課
①集い、憩い、学びの交流の場づくり	今後も地域交流センター（ALEC）において、カフェや展示などを行い、地域住民への啓発とあわせて、ふれあい、交流ができる場の提供に努めます。	社会教育課
②学校や福祉施設での交流	将来の地域の担い手となる子どもたちを、地域で心豊かに育てるためには、身近にある地域の福祉施設や学校などを利用し、ボランティアの養成、健康づくりに関する講座やイベントの実施、地域福祉に関する学習会や交流会を開催するなど、多様な学びや交流の場づくりを進めます。	健康推進課 こども教育課

■住民の役割

- ボランティア講座や学習会に、保護者が積極的に子どもに呼びかけて、参加を促しましょう。
- 回覧を活用し、情報を広げていきましょう。
- 地域の自治会活動や住民同士の交流活動などに積極的に参加しましょう。

●●数値目標（案）●●

項目	担当課	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
運動グループ活動件数	長寿支援課	92件 (令和2年度)	110件
サロン活動件数	長寿支援課 やすらぎ 福祉課	44件 (令和2年度)	55件

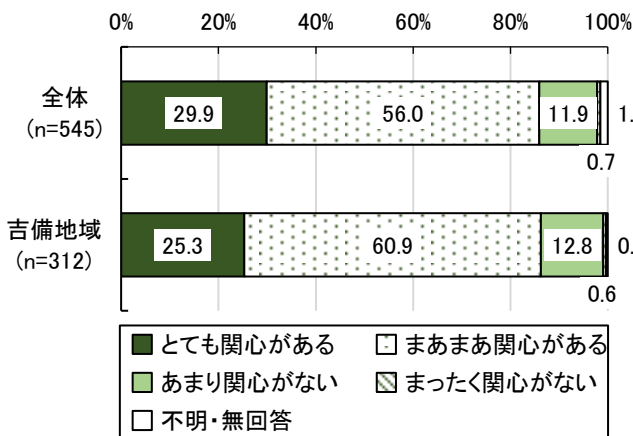
第5章 地域別カルテ

1. 吉備地域

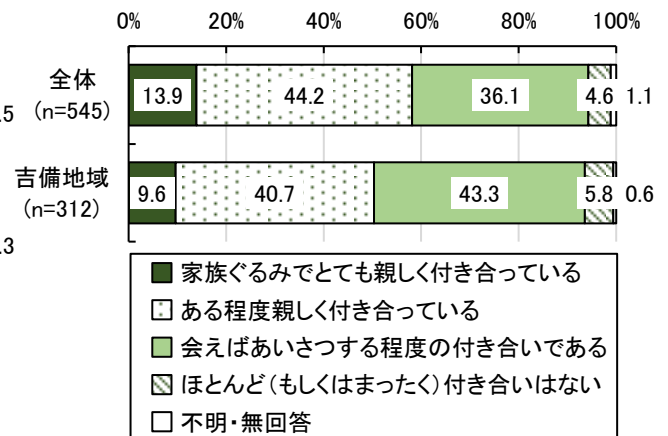
- 人口:16,529 人
- 高齢化率:24.0%
- 20歳未満人口割合:21.2%
- 民生児童委員:32人(人口比:0.19%)
- 主な福祉施設:44件
- 公共交通:鉄道(JRきのくに線・藤並駅)
路線バス(有田鉄道)



■ 福祉に対する関心度

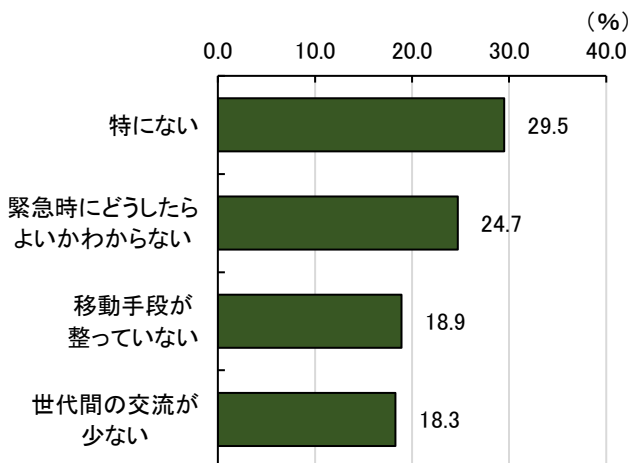


■ 近所の人との付き合いの程度



■ 地域における課題

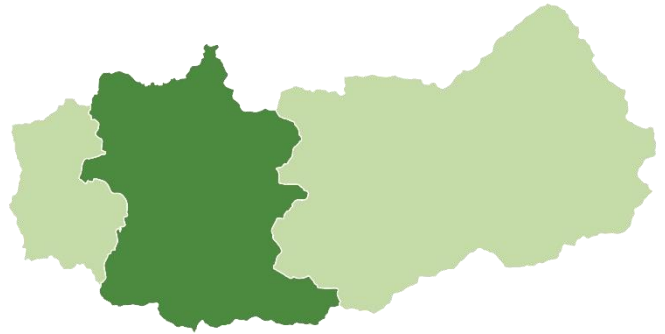
(※「その他」を除く上位4項目抜粋)



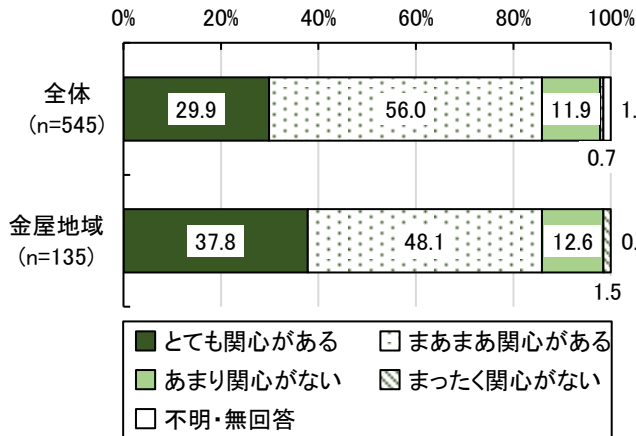
現状	<ul style="list-style-type: none"> ・若者が多く、町内唯一鉄道駅がある。福祉施設も多い。 ・近所付き合いについては、「あいさつする程度」が全体よりも高くなっている。 ・地域における課題については「特にない」が最も多いが、緊急時の不安も多くなっている。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・他2地区とさらなる資源の共有を図り、住民同士がつながる機会を創出し、充実させる。

2. 金屋地域

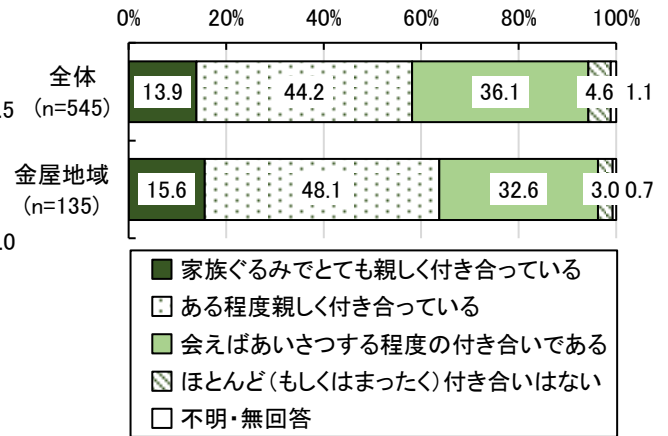
- 人口:6,756 人
- 高齢化率:42.4%
- 20歳未満人口割合:11.7%
- 民生児童委員:37人(人口比:0.55%)
- 主な福祉施設:14件
- 公共交通:路線バス(有田鉄道)
コミュニティバス(有田川町)



■ 福祉に対する関心度

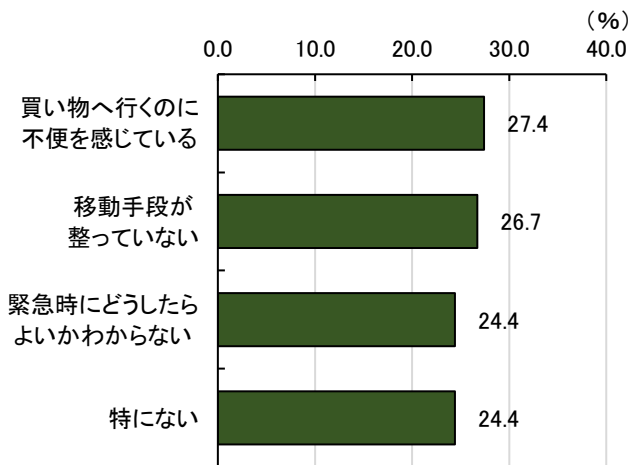


■ 近所の人との付き合いの程度



■ 地域における課題

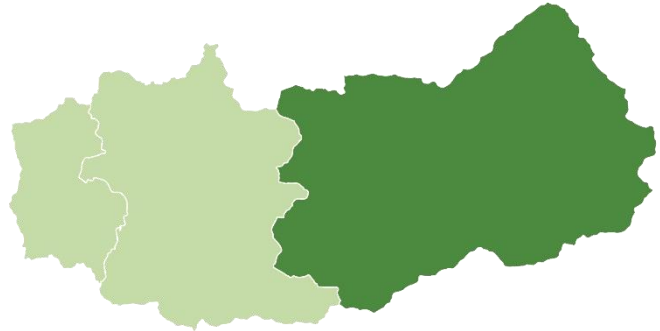
(※「その他」を除く上位4項目抜粋)



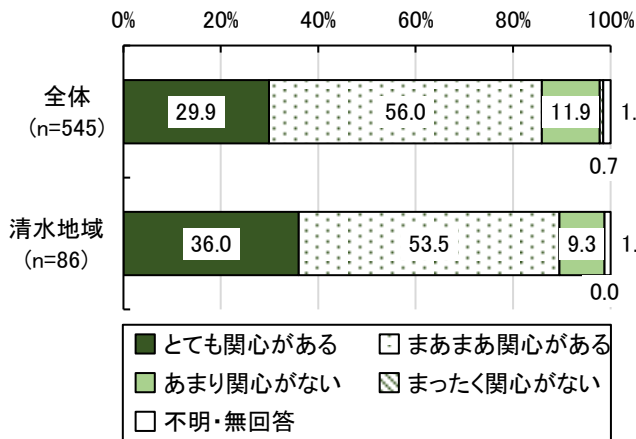
現状	<ul style="list-style-type: none"> • 少子高齢化の進行、福祉の充実程度は他2地域の中間。 • 移動手段や緊急時の対応を気にする人が多い。 • 近所付き合いでは、親しく付き合っているという人が多い。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> • 地域資源によるつながりの創出と、移動手段の確保による他地域とのつながりの促進。

3. 清水地域

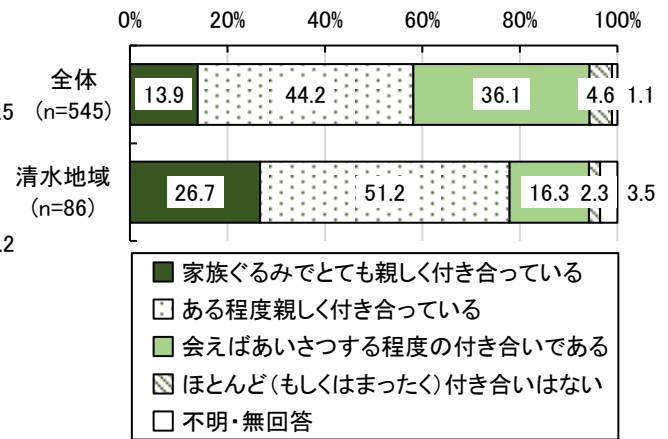
- 人口:2,765人
- 高齢化率:55.2%
- 20歳未満人口割合:7.6%
- 民生児童委員:28人(人口比:1.01%)
- 主な福祉施設:6件
- 公共交通:路線バス(有田鉄道)
コミュニティバス(有田川町)



■福祉に対する関心度

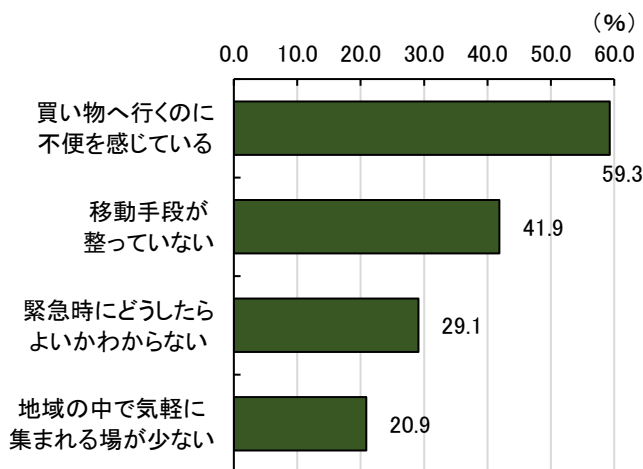


■近所の人との付き合いの程度



■地域における課題

(※「その他」を除く上位4項目抜粋)



現状

- ・少子高齢化が最も進む地域。移動手段も十分ではない。
- ・近所付き合いは他2地域に比べて、親しく付き合っているという人が多い。
- ・移動手段の不便に加え、交流する場所も限られている。

方向性

- ・民生児童委員を通じた、孤立・孤独対策の重点的促進。つながる機会の創出・充実。
- ・移動手段の確保による他地域とのつながりの促進。
- ・ふれあいの場の整備・確保。

第6章 計画の推進と進捗管理

1. 地域住民、事業者、行政の協働による計画の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、事業者や NPO、行政、社会福祉協議会、学校など、そして、児童から高齢者に至るまで幅広い人や団体の協働によって実現します。中でも、地域住民は、計画づくりから実践に至るまで、地域福祉の担い手として中心的な役割を果たしています。

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズに合った施策を展開するためには、住民をはじめ、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、事業者、NPO・ボランティア団体など、各種関係団体など多くの地域関係団体とのさらなる協働が不可欠です。これら地域関係団体と相互に連携を図り、地域福祉のネットワークを強化するなど、計画の着実な推進に向けた取り組みを展開します。

また、庁内においては、様々な課題を抱えた地域住民を包括的に支援していくために、関係部局や分野を越えた横断的な連携体制の推進に努めます。

2. 社会福祉協議会との連携

地域福祉計画における施策の推進には、社会福祉協議会の役割は大きなものがあります。社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられ、地域福祉の推進に必要な人づくりでは、中心的な役割を担う存在となっています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図るとともに、あらゆる課題に対してお互いに協働して、本計画の推進を図ります。

3. 計画の推進状況の把握

計画の推進は、各課の横断的な連携が必要なことから「有田川町地域福祉計画推進協議会」を設置するなど、町の総合計画などに照らしあわせ、適切な執行が行われているか、その進行管理に努めます。

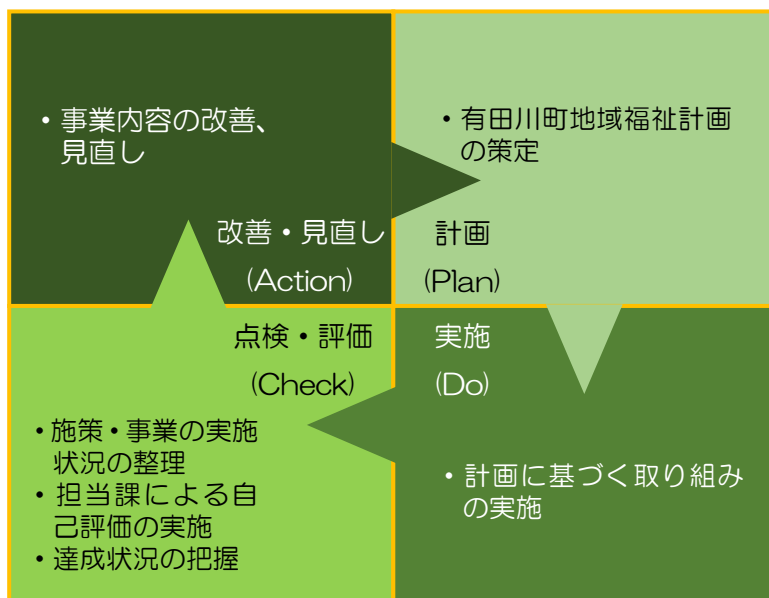
また、各担当課は各施策の展開について、地域に密着した取り組みを具体的に進め、「有田川町地域福祉計画推進協議会」で、点検と評価を行います。

4. 計画の管理と評価

本計画は、基本理念に基づき住民と行政などが協働して取り組むべきものです。「有田川町地域福祉計画推進協議会」を設置し、本計画の推進に関し必要な事項について審議するとともに、本計画策定後も、計画の進捗状況の確認、評価などを行います。

また、進行管理の点検にあたっては、管理手法の基本的な考え方である「PDCA」サイクルを取り入れ、Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検・評価）、Action（改善・見直し）を繰り返し行っていくことで進行状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善に取り組んでいきます。

■循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）



資料編

1. 有田川町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年3月29日法律第45号）第107条の規定に基づく本町における地域福祉計画を策定するため、有田川町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- ① 地域福祉計画の策定に関すること。
- ② その他策定に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、地域福祉に関係する各種団体、医師会、民間事業所、町議会、教育委員会、社会福祉協議会、行政機関等の代表をもって組織する。

(役員)

第4条 委員会につきの役員を置く。

1. 委員長 1名 副委員長 1名
2. 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
3. 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
4. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了するまでの間とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉保健部やすらぎ福祉課内に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して、必要な事項は委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は平成26年7月1日から施行する。

2. 有田川町地域福祉計画策定委員会名簿

(順不同・敬称略)

氏名	所属	備考
坊岡 進一	有田医師会	
新田 清	有田川町区長会	副委員長
川口 妙子	有田川町民生委員児童委員協議会	委員長
高垣 俊和	有田川町老人クラブ連合会	
鈴間 眞佐子	有田川町ボランティア連絡協議会	
上裕 勇	有田川町障害児者父母の会	
嶋田 暢子	有田川町母子福祉推進連絡協議会	
芳本 栄三	社会福祉法人 昭仁会双苑	
大浦 伸吾	有田川町社会福祉協議会	
森谷 信哉	有田川町議会	
坂頭 徳彦	有田川町副町長	
谷野 良太	総務課	
富山 眞紀	こども教育課	
高垣 貴子	健康推進課	
玉置 ゆき	長寿支援課	